

生命保険契約上の権利に対する滞納処分について

砺波久幸

(大阪国税局
徴収部管理課)

はじめに

一 生命保険制度の意義

二 生命保険の二面性

三 生命保険の現代的役割

四 問題の所在

第一章 生命保険金請求権の差押え

第一節 生命保険金請求権

一 意義

二 請求権者

三 時効

第二節 保険金受取人の地位

一 他人のためにする生命保険

二 保険金受取人の権利性

三 生命保険金請求権の処分可能性

四 生命保険金請求権の処分権者

第三節 生命保険金請求権の差押え

一 保険事故発生後の差押え

二 保険事故発生前の差押え

第二章 保険金受取人の指定撤回権の代位

第一節 債権者代位権と指定撤回権

一 概説

二 債権者代位権の要件

三 指定撤回権の性質

四 指定撤回権の代位と指定変更権の代位

五 指定撤回権の代位と被保険者の同意

第二節 問題の所在

第三章 解約返戻金請求権の差押え

第一節 解約返戻金請求権

一 意義

二 請求権者

三 時効

第二節 保険約款による貸付制度

一 概説

二 貸付制度の法的性質

第三節 解約返戻金請求権の差押え

一 解約後の差押え

二 解約前の差押え

三 生命保険金請求権の差押えと解約返戻金請求権の差押え

四 解約返戻金請求権の差押えと貸付制度

第四章 生命保険の現在価値の把握

第一節 解約権の地位

一 解約権の意義

二 解約権の性質

三 検討

四 現行法上の問題点

第二節 諸外国における生命保険に対する滞納処分

一 アメリカ

二 ドイツ・オーストリア

三 スイス

四 フランス

五 イタリア

第五章 結章

第一節 滞納処分の現状と生命保険

一 滞納処分の現状

二 滞納処分における生命保険の現在価値の実現化とその方法

第二節 結語

はじめに

一 生命保険制度の意義

保険の制度は、偶然の出来事によって、経済生活の均衡が破壊され、資力が弱化した場合に、一定の経済生活を維持しようとするものであり、私有財産制と個人主義を基調とする経済社会においては、公的な救済制度（災害救助・生活保護等）や各種の社会保障制度と並んで文化的生活を保障する機能を果している。⁽¹⁾

その中で、生命保険は、人の死亡又は一定時期までの生存に際して、保険会社が一定の金額（保険金）を支払うものであるが、特に、死亡保険の場合には、人の死亡によって相続人及び利害関係人の経済生活が破壊してしまう可能性が高いことから、個々人の経済的不安定を保険会社が介在することによってその危険を分散し、損失をカバーするものである。⁽²⁾

二 生命保険の二面性

生命保険は、保険契約者自身の老後又は死後における被扶養者の生活資力を確保するという「生活保障」としての側面を有するとともに、他方では、生命保険より受ける経済的利益が財産的価値のあるところから、保険契約者等の「責任財産」としての側面を有している。⁽³⁾「生活保障的側面」からみれば、保険契約者等の債権者が生命保険より受ける経済的利益に対して干渉することは、政策的には必ずしも好ましいとはいえないのに対し、「責任財産的側面」

からみれば、保険契約者等の債権者がそれに対して一切干渉し得ないとすることも必ずしも妥当ではない。

このように、生命保険は、「生活保障的側面」と「責任財産的側面」という二面性を有しており、このことから、保険契約者等の保護とそれらの者の債権者の保護をいかに調和させるかは、生命保険制度における宿命的課題であるといわれている。⁽⁴⁾

三 生命保険の現代的役割

最近の我が国における生命保険は、契約数で二二、六四五万件、契約金額で二四二兆五、五一四億円という膨大なものとなっている。⁽⁵⁾

ところで、今日においては、生命保険より受ける経済的利益が財産価値を有していることに着目して、生命保険を貯蓄又は投資等の目的とし、また、資金を調達する手段として担保又は信用保証等の目的で利用されるケースが多くなってきており、生活資力を確保するという生命保険の本来的特質が希薄になってきている。

(一) 貯蓄・投資的役割

生命保険契約において、保険契約者は、一定期間ごとに保険会社に対して、保険料を支払うことを義務付けられている（商法六七三条）。払い込まれた保険料は、保険会社において積立てられ、保険事故が発生した場合の保険金の支払又は生命保険契約者が解約した場合の解約返戻金の支払等に充てられる。保険契約者は少額の保険料を継続して払い込み、その結果、保険金又は解約返戻金を受け取ることができることから、生命保険が貯蓄と類似の性質を有していると考えられる。⁽⁶⁾

また、企業においては、給与対策及び福利厚生のため、会社役員又は従業員等を被保険者として生命保険契約を締結し、それらの者の死亡又は退職の際に、企業が支払うべき弔慰金又は退職金を確保し、また、企業経営に必要な人物を失うことによって受ける企業の損失をカバーするために生命保険が利用されている。これは、企業における人材の確保及び従業員の定着を図ることを目的としており、生命保険が一種の投資的機能を果たしているといふことができる。

(二) 担保・信用保証的役割

保険約款において、保険契約者は、生命保険の現在価値すなわち生命保険契約を解約すれば得られるであろう解約返戻金の範囲内で、いつでも自由に保険会社から貸付けを受けることができ、それを自己又は事業のための資金に運用することが可能である。また、資金の調達又は債務の支払等のため、既に締結している生命保険契約に質権を設定し、あるいは、債権者を保険金受取人として指定することも行われている。このように、現在の経済社会では、生命保険の有する経済的利益は、担保の目的とされ、また、取引の信用保証の手段として利用されている。

四 問題の所在

現在の経済社会において、生命保険が果たしている役割を考えると、当然の帰結として、生命保険より受ける経済的利益が強制執行（滞納処分）の対象ともなり得るといふことができるのであるが、我が国においては、現行法上、生命保険契約に基づく権利の処分・差押えについて何ら特別の措置が講じられておらず、解釈論として解決しなければならぬ問題となっている。

このような状況下において、徴収実務上、生命保険契約に基づく権利に対して滞納処分を行った事例は、私の経験からしてあまり多く行われていないように思われる。この主な原因は、①生命保険契約が通常長期にわたるものであることから、被差押債権（条件付権利）が具体化して現実に取り立てることができるのはいつであるか予測がつかず、長期になる場合には、国税債権の早期確保を目的とする滞納処分の趣旨に合わないこと、②生命保険本来の目的である「生活保障的側面」が重視され、「責任財産的側面」がやや軽視されていること、などが考えられる。しかし、生命保険より受ける経済的利益が必ずしも少額に止まらず、また、現在の経済社会における生命保険が「責任財産的側面」の色彩が強くなってきていることを考えれば、滞納処分においても、より積極的に生命保険を処分対象財産として取り込んでいく必要性があると考えられる。

本稿では、生命保険契約に基づく権利関係を明らかにし、生命保険より受ける経済的利益のうち、生命保険金請求権及び解約返戻金請求権を取り上げ、現行法上、どのような徴収手段が講じられるか考察を試みようとするものであるが、特に、生命保険金請求権については、他人のためにする生命保険契約において、保険契約者が滞納者である場合の徴収手段、解約返戻金請求権については、被差押債権を取り立てるため、解約返戻金請求権を具体化する方法について検討し、滞納処分実務の手掛りとするものである。

また、現行法上では、生命保険の有する現在価値からの徴収手段については、法律論的にも解釈論的にも問題のあるところから、何らの徴収手段が講じられず、不合理な結果を招くこととなっているため、その是正につき、生命保険の有する「生活保障的側面」と「責任財産的側面」の二面性を考慮したところの政策的な判断の必要性を提言するものである。

- (1) 大森忠夫「保険法」一頁。
- (2) 水野忠恒「生命保険税制の理論的問題(上)ジュリスト七五三号一〇頁。
- (3) 後述するような生命保険金請求権及び解約返戻金請求権のほか、積立金払戻請求権、契約者配当請求権(相互保険会社の場合には、社員配当請求権)及び保険契約者貸付請求権などがある。なお、各権利の説明については、山下孝之「生命保険の財産法的側面(4)NBL二五七号四三頁以下が詳細である。
- (4) 大森忠夫「生命保険契約に基づく強制執行」生命保険契約法の諸問題(以下「諸問題」という。)一〇六頁。
- (5) 昭和五七年三月三一日現在の保有契約高で、個人、個人年金及び団体保険の死亡保険の普通死亡及びその他の条件付死亡と生存保障の満期、生存給付その他の合計額である(昭和五七年度「保険年鑑(生命保険協会・日本損害保険協会共編)」。)
- (6) 保険料を一時に全額を支払って、短期(通常五年)の生命保険契約を締結し、満期時には、支払った保険料と積立配当金(利息)の合計額又は契約期間内に被保険者が死亡したときは、満期時と同額の保険金を受け取ることができるものがある。この種の生命保険(通常「貯蓄型生命保険」という)は、五年満期の定期預金と実質的には同様のものといえることができる。
- (7) いわゆる「事業保険」がこれである。
- (8) 保険契約者貸付(証券貸付)と呼ばれるもので、詳細については後述(第三章第一節)する。
- (9) 生命保険契約に基づく権利の質権設定については、糸川厚生「生命保険と担保」別冊NBL一〇号担保法の現代的諸問題一六五頁以下が詳細である。
- (10) 長崎地裁佐世保支部昭四五・一〇・二六判決(訟務月報一七卷二号二七〇頁)の事例は、保険契約者(債務者)の債権者を保険金受取人として指定した生命保険契約である。
- (11) 例えば、住宅ローンの貸付けに際して、ローン借入者の死亡によりローンの返済が不能となる場合に備えて締結する団体信用生命保険はその典型である。また、最近では、金融業者や信販業者が、債権回収の手段として団体信用生命保険に目を付け、小口(一〇万円~二〇万円)の生命保険契約数が激増しているといわれる(昭五八・一一・六「日本経済新聞」朝刊)。

- (12) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」一〇七頁、山下孝之「生命保険金請求権の処分と差押」ジュリスト七五三号一〇三頁。
(13) 保険金はいうまでもなく、解約返戻金も契約年数が相当経過しているものであれば金銭的価値は高い。

第一章 生命保険金請求権の差押え

第一節 生命保険金請求権

一 意義

生命保険金請求権は、生命保険契約に基づく権利のうちで最も重要なものである。生命保険金請求権は、生存保険の場合には、一定時期までの被保険者の生存を、死亡保険の場合には、一定期間内における被保険者の死亡を、混合保険（通常「養老保険」⁽¹⁾）の場合には、一定時期までの被保険者の生存又は一定期間内における被保険者の死亡のいずれか早い方を保険事故として、保険金受取人が保険会社に対して保険金の支払を請求できる権利である（商法六七三条）。

保険約款においては、被保険者が一定の高度障害状態⁽²⁾に該当した場合に、死亡保険金の同額を保険金受取人⁽³⁾に支払う旨を定めている。この高度障害状態とは、商法にいうところの保険事故ではないが、保険約款上定められた保険事故で生命保険金請求権を発生させるものといえることができる。

生命保険金請求権は、保険事故が発生して初めて具体化するものであるところから、保険事故の発生前における生命保険金請求権の権利性について議論が分かれている（この点については、次節で検討する）。

なお、保険事故が発生した場合であっても特別の事由があるときは、保険会社は保険金の支払を免責される。この特別の事由を「免責事由」という。保険事故の発生が免責事由によるものであるときは、保険金は支払われないが、商法又は保険約款により、積立金又は解約返戻金を支払うものとされている。⁽⁴⁾

二 請求権者

保険金の支払を請求できる者は、保険事故発生当時における保険金受取人又はその権利の譲受人である。⁽⁵⁾ 保険金受取人は、通常、保険契約者が生命保険契約の締結時に指定することとなっている。保険金受取人は、生命保険契約に基づく権利のうち、生命保険金請求権のみしか有せず、他の権利義務のすべては保険契約者に帰属している。保険金受取人の権利は、保険事故の発生により確定するのであるが、後述（次節）のように、他人のためにする生命保険の場合、保険契約者は、保険金受取人の指定変更（撤回）権を留保しているのが通常であり、保険事故が発生するまでの間に、保険契約者が新たに別人を保険金受取人に指定すれば、同時に、旧保険金受取人の受けるべき権利は消滅することとなる。

商法は、保険金受取人の権利が確定する場合として、保険事故の発生によるもののほか、他人のためにする生命保険契約において、次のとおり規定している。

(一) 保険契約者が、保険金受取人の指定変更（撤回）権を留保している場合に、その権利を行使しないで死亡したとき（商法六七五条二項）。

(二) 保険金受取人が死亡した後、保険契約者が新たな保険金受取人を指定せず死亡したときは、保険金受取人の相続人が保険金受取人として確定する（商法六七六条二項）。

これらの商法の規定は、だれを保険金受取人とするかの決定権は保険契約者自身に帰属させるのが妥当であろうとする考え方に基づくものであって、保険契約者の相続人は、もはや保険金受取人の指定を変更することができないとの見解に立っている。⁽⁶⁾しかし、指定変更権は必ずしも保険契約者の一身専属権と解すべきではなく、むしろ保険料支払義務を承継する保険契約者の相続人に承継させると考えるのが合理的であり、保険約款においては、保険契約者の死亡後に、その相続人が保険金受取人の指定を変更することができるというのが通例であって、このような保険約款は当然有効である。⁽⁸⁾

なお、保険契約者が、例外的に保険金受取人の指定を変更しない（指定変更権の無留保）と特約した場合においては、いったん指定された保険金受取人の権利は確定的である。⁽⁹⁾

三 時 効

生命保険金請求権の消滅時効について、商法は、二年の短期時効によって消滅すると規定している（商法六八三条・六三三条・六六四条）が、保険約款では、商法の規定を変更して三年に延長している。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

- (1) 我が国の生命保険の主流をなすのがこの養老保険である。養老保険では、生存を保険事故として支払う保険金を「満期保険金」、死亡を保険事故として支払う保険金を「死亡保険金」と区別して呼んでいる。
- (2) 対象となる高度障害状態とは、保険約款によるのであるが、例えば、両眼の視力を全く永久に失った場合、中枢神経又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要する場合などがある。
- (3) 保険契約者が個人である場合には、保険金受取人は被保険者、保険契約者が法人である場合には、その法人が死亡保険金及び満期保険金の受取人であるときに限って、保険金受取人は保険契約者（法人）とする旨保険約款で定めている。

(4) 積立金が支払われる場合

ア 戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、それを填補する特約がないため保険会社が免責される場合（商法六八三条・六四〇条）

イ 被保険者が、自殺、決闘その他の犯罪又は死刑の執行により死亡したため保険会社が免責される場合（商法六八〇条一項一号・同条二項）

ウ 保険金受取人が故意で被保険者を死亡させたため保険会社が免責される場合（商法六八〇条一項二号・同条二項）

(二) 解約返戻金が支払われる場合

ア 保険契約者による被保険者故殺のため保険会社が免責される場合（商法六七八条・六四五条・保険約款）

イ 告知義務違反のため保険会社が免責される場合（商法六七八条・六四五条・保険約款）

(5) 生命保険金請求権の処分の方法や對抗要件は、民法の一般規定が適用される（民法二二九条）。したがって、債権の譲渡に關する民法四六七条、同法三六四条等が適用され、処分については、保険会社に対する通知又は保険会社の承諾が必要である。

なお、ここでいう処分には、保険金受取人の指定を変更するものは含まない。

(6) この場合、保険金受取人の指定の効力について説が分かれている。①保険金受取人の死亡によってその指定は当然に効力を失い、ただ保険契約者が後に新たな指定を行わない限り、保険金受取人の相続人が改めて受取人となされるにすぎないとする説、②保険金受取人が死亡してもその指定は当然には効力を失わず、新たな指定がない限り、不確定ながら保険金受取人であった者の相続人が受取人としての地位を保有し、保険契約者の死亡によって受取人の権利が確定するとする説がある。

保険契約者が新たな指定を行わず、かつ、その死亡前に保険事故が発生した場合に、いずれの説を採るかにより生命保険金請求権がだれに帰属するか異なる。①説によれば、保険契約者自身であるか又は不明であり、②説によれば、保険金受取人であった者の相続人である。指定がある以上、更に指定があるまでは不確定ながらその効力は存続するとみるのが妥当であり、②説を是認すべきと考える（大澤功・判例批評「生命保険判例百選」別冊ジュリスト四五頁）。

(7) 指定変更(撤回) 権の性質については、第二章第一節参照。

(8) 大森忠夫・前掲書二七八頁。「そして、保険契約者の相続人が、保険金受取人の指定を変更できないとしても、保険契約者の地位を承継することから、生命保険契約を解約することができるのであり、そうすることによって保険金受取人の権利は有名無実となる。」とされる。

(9) 例えば、生命保険を担保として債権者を保険金受取人に指定するような場合に、債務の弁済を解除条件として、指定変更権を留保しないとするのがそうである。

(10) モデル約款三八条には、「保険金等を請求する権利は、その請求事由が生じた日から三年を経過したときは、時効により消滅します。」と規定する。

(11) 消滅時効の起算点については、保険事故発生説、保険事故発生知了説、支払期間経過時説などに学説は分かれている。なお、これらの点につき、吉川吉衛「生命保険契約と保険金の支払」ジュリスト七四四号一三六頁以下が詳細である。

第二節 保険金受取人の地位

他人のためにする生命保険においては、保険事故発生後の生命保険金請求権は保険金受取人に帰属し、もはや保険契約者の干渉する余地はなくなるが、保険事故の発生前においては、保険契約者は保険金受取人の指定を変更(撤回)する権利を有し、他方、保険金受取人は、指定が変更されない間に保険事故が発生すれば生命保険金請求権が自己に帰属するという期待を有している。このように、保険事故発生前の生命保険金請求権をめぐる保険契約者と保険金受取人の法的地位について、利害の対立が生じ、その間の調整を図ることが極めて困難な問題となっている。

ここでは、他人のためにする生命保険契約について検討し、生命保険金請求権の差押えとの関係から、保険事故発生前における保険金受取人の権利性及び具体化していない生命保険金請求権の処分可能性について考察するものである。

る。

一 他人のためにする生命保険

生命保険契約において、保険契約者は、保険金受取人を自由に指定することができる。保険契約者自身を保険金受取人に指定するものを「自己のためにする生命保険」といい、保険契約者以外の第三者を保険金受取人に指定するものを「他人のためにする生命保険」という。⁽¹⁾

他人のためにする生命保険契約は、民法五三七条にいう第三者のためにする契約の一種であるが、民法上は、第三者のためにする契約において、その第三者が権利を取得するためには受益の意思表示を必要とする（民法五三七条一項）のに対し、他人のためにする生命保険契約においては意思表示を必要とせず、生命保険契約上の権利（生命保険金請求権）を当然に享受するものである（商法六七五条一項）。⁽²⁾ この規定は、民法五三七条の例外規定であって、保険金受取人と指定された後、保険事故の発生により当然に保険金の支払を請求する権利を有し、その権利は保険契約者から承継取得するものではなく、保険金受取人の固有の権利として原始取得するものである。⁽³⁾

(一) 保険金受取人の指定

他人のためにする生命保険契約が成立するためには、保険契約者は、自己以外の第三者を保険金受取人に指定することが必要である。⁽⁴⁾

保険金受取人の指定方法は、通常、特定人の氏名（名称）をもって指定されるが、保険金を受け取るべき者の特定がされれば、例えば、保険契約者の相続人、被保険者の妻又は子などといった形式で指定してもよい。⁽⁵⁾ 保険金受取人を相続人、妻又は子等と指定して保険事故が発生した場合の保険金受取人は、保険事故発生時の相続人、妻又は子等

である。⁽⁶⁾

(二) 保険金受取人の指定変更

生命保険契約は、通常長期間の契約であるため、保険契約者が、当初ある者を保険金受取人に指定したとしても、その後の諸事情（保険金受取人の死亡や保険金受取人との離縁など）によって契約期間中に保険金受取人の変更を希望する場合が少なくない。他方、保険会社は、保険金をだれに支払うかについて特に重大な利害関係を有していない。そこで商法は、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を留保できることを認め（商法六七五条一項ただし書）、更に、保険約款では、指定変更権を留保することを原則とするように定めているのが通例となっている。⁽⁷⁾

このことから、保険契約者は、自己のためにする生命保険契約であったものを、後に第三者を保険金受取人に指定を変更して他人のためにする生命保険とすることが可能であり、逆に、他人のためにする生命保険であったものを、保険金受取人の指定を撤回して自己のためにする生命保険とすることも可能である。したがって、保険事故発生前において、指定変更権が留保されている場合の保険金受取人の地位は、甚だ不安定な状態であり、保険契約者の指定変更権の行使によっていつでも奪われてしまうものとなっている。

二 保険金受取人の権利性⁽⁹⁾

商法は、保険金受取人が当然に生命保険契約の利益を享受するものとしている（商法六七五条一項）が、保険金受取人の権利取得の時期について明確な規定を設けていないため、保険事故発生前の保険金受取人の権利性が問題となる。

学説上、他人のためにする生命保険において、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を留保していない場合に

は、保険金受取人の権利は確定しており、指定と同時に保険金受取人は条件付の生命保険金請求権を取得することについてほとんど異論はない。これに対して、保険金受取人の指定変更権を留保している場合には、保険契約者はいつでも保険金受取人の指定を変更することができるため、「保険金受取人は、保険事故発生時に初めて権利を取得するのであり、それまでは権利を有せず、事実上の期待を有しているにすぎない。」として、保険事故発生前の保険金受取人の権利性を否定する見解もある。⁽¹⁰⁾

しかし、通説は、保険金受取人は指定と同時に何らの意思表示を要せず、当然に権利を取得するとして、保険事故発生前の権利性を肯定するが、その根拠とするところは様々である。⁽¹¹⁾

保険事故発生前の保険金受取人の法的地位は、「一定の状態において、一定の要件が備わるならば、更に当事者の権利取得のための法律行為を要することなくして、直ちに権利を取得し得べき地位にあり、しかも相手方又は第三者においても、特に侵害し得べき権限を有しない限り、このような地位を侵害してはならないという拘束を受けている。」⁽¹²⁾ならば、そのような法律上の地位又は期待を法律上保護される権利にまで高められた期待権という権利を認めてよいであろう、とする山下弁護士の見解がより妥当と思われる。⁽¹³⁾そして、この期待権は、将来権利を取得すべき法律上の地位又は期待を法律が特に保護するために認めた現在の一種の状態権であり、⁽¹⁴⁾民法二二八条、一二九条に従うことになる。⁽¹⁵⁾

このように、保険金受取人の指定変更権が留保されている場合は、保険契約者がこれを行使用することにより、保険金受取人はその地位を奪われる危険性はあるが、指定の変更がない限り、保険事故の発生によって直ちに権利を取得できる地位にあり、保険金受取人の指定変更権が留保されていることをもってその権利性を否定するものではなく、

ただ、指定変更権の留保されている場合は、留保されていない場合に比して権利性が薄弱であるにすぎないだけである。⁽¹⁶⁾

しかし、保険事故発生前の保険金受取人の地位を、単なる期待か権利かを区別することは現実には重要な相違を生じさせるものではないと考えられる。⁽¹⁷⁾ なぜなら、保険金受取人が生命保険金請求権をいつ取得するかという問題は、将来生ずべき生命保険金請求権の処分が可能であるか否かとは必ずしも直接結びつくものではなく、将来の権利といえども処分が可能であるからである。⁽¹⁸⁾

三 生命保険金請求権の処分可能性

保険事故発生後の具体化した生命保険金請求権は、通常金銭債権と同様、譲渡、質入等の処分が可能であることは問題はない。しかし、保険事故発生前の具体化していない生命保険金請求権の処分可能性については、通説はその権利性を認めこれを肯定するが、⁽¹⁹⁾これを否定する見解もあり、⁽²⁰⁾議論が分かれている。

ところで、保険事故発生前の保険金受取人の地位は、将来における保険事故の発生に伴い、具体化する生命保険金請求権を取得できる可能性があるというものであるが、前述のように将来の権利として生命保険金請求権の処分が可能であれば、保険金受取人の法的地位が権利であるか否か、それゆえに処分が可能であるか否かについて議論することの重要性は認められない。

将来の権利の処分については、学説、判例とも認めているところであり、⁽²¹⁾また、民法一二九条は、条件付権利の処分について、「条件ノ成否未定ノ間ニ於ケル当事者ノ権利義務ハ一般ノ規定ニ從ヒ之ヲ処分、相続、保存又ハ担保スルコトヲ得」と規定していることから判断すると、保険事故発生前の生命保険金請求権は、保険事故発生を条件とす

る将来の権利であり、その処分は可能であると考へる。

四 生命保険金請求権の処分権⁽²²⁾

他人のためにする生命保険契約において、保険事故発生後の具体化した生命保険金請求権の処分権者は、保険金受取人であることに問題はないが、保険事故発生前の条件付権利である生命保険金請求権（以下「条件付生命保険金請求権」という。）の処分権はだれに属するか問題である。すなわち、保険金受取人の指定変更権が留保されている場合において、保険金受取人は将来の権利として条件付生命保険金請求権を処分することが可能であり、保険契約者もまた指定変更権の行使又はその他の方法⁽²³⁾によって条件付生命保険金請求権を処分することが可能であることから、そのいずれの処分が優先するかが問題である。

保険金受取人の指定変更権の留保制度は、生命保険契約の特殊性から、保険事故発生前（生命保険金請求権の具体化する前）に限って、条件付生命保険金請求権の帰属者の変更を許す制度であつて、保険金受取人がその契約内容に介入する余地はなく、保険契約者が保険金受取人を変更すれば、旧保険金受取人に帰属していた条件付生命保険金請求権は消滅し、新保険金受取人に帰属することになる。したがつて、条件付生命保険金請求権の処分という観点からみれば、この制度は、条件付生命保険金請求権を有効に帰属させるための第一次的処分権を保険契約者に留保したものである⁽²⁴⁾といふことができ、保険金受取人による処分に優先することとなる。このため、例えば、保険金受取人が条件付生命保険金請求権を第三者に譲渡したとしても、保険契約者が保険金受取人を変更したときは、その譲渡した条件付生命保険金請求権の法律的基礎を失ひ、譲受人は、新保険金受取人に譲受けをもって対抗することはできないのである。

- (1) 保険実務では、生命保険契約締結時には、被保険者を死亡保険金受取人に指定することを避けている。
- (2) 保険金受取人に指定された者が、生命保険契約に基づく利益を享受したくない場合には、それを放棄すればよく、この場合には、適及的に保険契約者の自己のためにする生命保険契約となると解すべきである(大森忠夫・前掲書二七四頁、山下友信「保険金受取人の指定・変更」ジュリスト七四七号二八六頁)。
- (3) 我が国の確固たる通説・判例である。
- (4) 格別の指定がなければ、保険契約者自身を保険金受取人とする契約と解すべきである(大森忠夫・前掲書二七三頁)。しかし、保険実務では、契約締結に当たり、保険金受取人の記入を必要記載事項としており、実際には当初から保険金受取人の指定がない場合もあり得ないと思われる。
- (5) 例えば、保険金受取人を単に「相続人」として指定した場合で保険契約者と被保険者が異なる場合には、いずれの相続人が保険金受取人となるか問題である。この点につき学説は分かれるが、死亡保険金に関する限り、被保険者の相続人を指すものと解すべき(山下孝之・判例批評「生命保険判例百選」別冊ジュリスト二七頁)とするのが妥当であろう。
なお、保険実務では、保険金受取人の指定に際して、被保険者との続柄を記載させているため、被保険者の相続人である場合が多い。
- (6) 最高裁昭四〇・二・二判決民集一九卷一号二頁。学説はこれを支持するのが大勢である。
- (7) 例えば、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金又は満期保険金受取人を変更することができます。」とするのが保険約款である(日本生命「利益配当付養老生命保険(五)」普通保険約款二五条)。
- (8) ここでいう「撤回」とは、保険金受取人に指定していた者を将来に向けて取り消し、その後新たな指定をしないことをいう(指定した場合は「変更」となる)。
- (9) これに関しては、山下孝之・前掲論文・ジュリスト七五号一〇三頁以下、同「生命保険の財産法的側面(5)」ZBL二六四号七頁以下が詳細である。
- (10) 三浦義道「保険法」三四六頁。なお、この見解によった下級審判決(東京地裁昭九・二・五判決法律新聞三六八五号一頁)がある。

(11) 大森忠夫・前掲書一七四頁、西島梅治「保險法」三六二頁、青谷和夫「全訂保險契約法論Ⅰ(生命保險)」二二八頁。最高裁昭四〇・二・二判決民集一九卷一号一頁は、「保險金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保險契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保險者(兼保險契約者)の遺産より離脱している。」として、指定と同時に権利を取得すると考えているように思われる。

(12) 於保不二雄「財産管理権論序説」三二二頁。

(13) 山下孝之・前掲論文ジュリスト七五一号一〇五頁。

(14) 於保不二雄・前掲書三一八頁。

(15) 山下孝之・前掲論文ZBUT二六四号七二頁。

(16) 山下孝之・前掲論文ジュリスト七五一号一〇五頁。

(17) 山下友信・前掲論文ジュリスト七四七号二七九頁、山下孝之・前掲論文ZBUT二六四号七四頁。

(18) 山下孝之・前掲論文ジュリスト七四七号一〇四頁。

(19) 大森忠夫・前掲書三〇六頁、水口吉藏「保險法論」七〇七頁、岩瀬茂夫「保險法論」二二〇頁。

(20) 三浦義道・前掲書三四六頁、松本蒸治「保險法」二五〇頁。

(21) 於保不二雄・前掲書二八一頁は、将来の権利の処分について詳細に論じている。

(22) 山下孝之・前掲論文ジュリスト七五一号一〇七頁、同・前掲論文ZBUT二六四号七六頁が詳細である。

(23) 大森忠夫「保險金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」「諸問題」八九頁は、「指定撤回」の意思表示は、とくに明示的であることを必要とせず、前の指定と両立しない効果を内容とする他の意思表示によってなされ得(中略)いわゆる結局行為もまた前の指定と矛盾する範囲において前の指定を撤回する意思表示を包含し得る。」と解され、他人のためにする生命保險契約において、保險契約者が保險金受取人に指定した以外の者に条件付生命保險金請求権を譲渡した場合や保險契約者が他に質入れし、又は讓渡担保に差し入れた場合に、前の指定は撤回されたものと推定すべきとされる。

(24) 山下孝之・前掲論文ジュリスト七五一号一〇八頁。

第三節 生命保険金請求権の差押え

前節で検討したとおり、生命保険金請求権は保険金受取人に帰属する。そして、保険金受取人が滞納者である場合に、国は、生命保険金請求権を差し押さえることは可能である。しかし、単に生命保険金請求権の差押えといっても、それが保険事故の発生後で具体化したものであるか、又は保険事故発生前の条件付権利であるかによって差押えの実効性は著しく異なることとなる。

ここでは、生命保険金請求権の差押えについて、保険事故発生の前後に区別してその実効性を検討し、更に、保険事故発生前における条件付生命保険金請求権を差し押さえた場合の差押えの効果との関係から、自己のためにする生命保険の場合と他人のためにする生命保険の場合とに分けて考察するものである。

一 保険事故発生後の差押え

保険事故発生後の具体化した生命保険金請求権の差押えにつき、昭和四五年二月二七日最高裁判所は、「保険事故が発生して既に具体化している生命保険契約に基づく保険金受取人の保険金請求権は、通常の金銭債権として、国税又は地方税に関する滞納処分による差押えの対象となり得るものと解するのが正当である。」として、保険金受取人を滞納者とする国又は地方団体の滞納処分を認め^{(一)(二)}た。

他方学説も、保険事故発生後の具体化した生命保険金請求権は、「通常の金銭債権と異なる特別の取扱いが商法はもとより、国税徴収法等の立法政策上認められないことからいって、保険金受取人の債権者からの強制執行(差押え)の対象となるもの」と一般に認めているところでもあり、この点について、解釈上全く問題はないとい^(三)ってよ

い。⁴

このように、保険事故発生後の具体化した生命保険金請求権に対する差押えは、判例・学説とも異論はなくこれを肯定している。したがって、国は、国税徴収法（以下「徴収法」という。）六二条により具体化した生命保険金請求権を差し押さえ、同法六七条の取立権を行使して第三債務者（保険会社）から差押額を取り立てることが可能である。しかし、現実問題として、保険約款では、「保険会社は保険金の支払請求があった日（保険会社に必要書類が到達した日）から五日以内（特別に調査を要する場合を除く。）に保険金を支払う」とするのが通例であり、実際には、保険事故の発生から保険金が支払われるまでの間はごく短期間であることが予測される。このため、徴収職員が保険事故発生の事実を知ったときには、既に保険金が滞納者に支払われ、生命保険金請求権を差し押さえることすらできないことが少なくないと考えられる。

そこで、そのように差押えの時期を失することのないよう、保険事故の発生を待つて具体化した生命保険金請求権を初めて差し押さえるのではなく、保険事故発生前すなわち具体化する前の生命保険金請求権の差押えを考える必要がある。

二 保険事故発生前の差押え

保険事故発生前の生命保険金請求権は条件付権利であるが、保険金受取人はそれを処分することが可能であることから、国は、滞納者である保険金受取人の条件付生命保険金請求権を差し押さえることも可能である。⁵

問題は、条件付生命保険金請求権の差押えが可能であるとしても、その差押えの効果としての被差押債権の処分禁止規定（民事執行法一四五条一項・徴収法六二条二項）の働く相手方がだれであるかにより、自己のためにする生命

保険の場合と他人のためにする生命保険の場合とでは指定変更権の行使との関係で、差押えの実効性が著しく異なることとなる。以下両者の条件付生命保険金請求権を差し押さえた場合について、処分禁止規定との関係から、その実効性を検討することとする。

(一) 自己のためにする生命保険の場合

自己のためにする生命保険契約においては、保険契約者自身が保険金受取人であることから、条件付生命保険金請求権は、保険契約者自身に帰属する。このため、条件付生命保険金請求権を差し押さえた場合には、その差押えの効果として被差押債権の処分禁止の拘束を受けるのは、保険金受取人兼保険契約者及び第三債務者である保険会社である。したがって、差押通知書の送達を受けた後に保険事故が発生し、保険会社が滞納者に対して保険金を支払ったとしても、差押債権者である国に対する支払を免れることはできない。また、滞納者が、被差押債権を他に譲渡又は質入等した場合に、それを取った第三者は、国に対して自己に帰属することを主張できない。

自己のためにする生命保険契約の条件付生命保険金請求権の差押えがあった場合には、その処分を禁止すると同時に、保険契約者の生命保険契約上の諸権利（保険金受取人の指定変更権、生命保険契約の解約権等）の行使は禁止され、⁽⁶⁾その後保険事故が発生すれば、国は保険金を保険会社より取り立てることができるのである。⁽⁷⁾

(二) 他人のためにする生命保険の場合

他人のためにする生命保険契約の場合においては、保険契約者以外の第三者が保険金受取人であることから、条件付生命保険金請求権の差押えがあった場合には、その差押えの効果として被差押債権の処分禁止の拘束を受けるのは、保険金受取人及び保険会社であり、保険契約者は何らの制約を受けることはない。このため、条件付生命保険金

請求権の第一次的処分権者である保険契約者は、指定変更権を行使して保険金受取人の指定を滞納者以外の者に変更するか、生命保険契約を解約するなどして、被差押債権を消滅させることが可能である。

したがって、他人のためにする生命保険契約で、保険金受取人を滞納者として条件付生命保険金請求権を差し押さえたとしても、保険契約者の生命保険契約上の権利の行使までも拘束することができないことから、その差押えの実効性は乏しく、無意味なものとなる場合が多いと考えられる。

以上、保険事故発生前において、条件付生命保険金請求権の帰属者である保険金受取人が滞納者であるとき、自己のためにする生命保険の場合と他人のためにする生命保険の場合とに分けて検討してみたが、差押えの効果として、被差押債権の処分が禁止される者が保険契約者であるか保険金受取人であるかによって差押えの実効性は異なり、他人のためにする生命保険の場合には、保険契約者に処分禁止規定が及ばないことから、極めてその実効性は乏しいものといえる。

ところで、他人のためにする生命保険契約において、滞納者が保険契約者である場合に、条件付生命保険金請求権からの徴収手段は考えられないであろうか。保険契約者は、生命保険契約上、保険料支払義務を負い、その支払能力があることからいって保険金受取人（例えば保険契約者の被扶養者など）より納税者となる可能性が高いと思われる。⁽⁸⁾ 保険事故が発生すれば、保険金受取人は、自己固有の権利として生命保険金請求権を原始取得することから、保険契約者が滞納者である場合に、条件付生命保険金請求権を保険契約者に帰属させるためには、現行法上どのような方策が考えられるか検討する必要がある。

- (1) 最高裁昭四五・二・二七判決判例時報五五八号九一頁。鴻常夫・判例批評「生命保険判例百選」別冊ジュリスト二二頁。
- (2) 長崎地裁佐世保支部昭四五・一〇・二六判決訟務月報一七卷二号二七〇頁は、債権者（滞納者）を保険金受取人とする生命保険契約において、保険事故発生後、滞納者の財産として国の行った生命保険金請求権の差押えを肯定している。
- (3) 大森忠夫・前掲書三〇五頁、西島梅治・前掲書四〇二頁、青谷和夫・前掲書四九三頁。
- (4) 鴻常夫・前掲判例批評二三頁は、更に、「我が国における生命保険金制度の利用の現状に鑑みるときは、現段階における立法論としても、具体化した生命保険金請求権の譲渡及び差押えを禁止することには必ずしも当を得ていないように思う。」と指摘される。
- (5) 国税徴収法基本通達六二条関係一は、将来生ずべき債権の差押えを可能としている。
- (6) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」一二二頁は、生命保険金請求権の差押えに解約返戻金請求権の差押えをも包含すると解されていることから、自己のためにする生命保険請求権を差し押さえた場合には、保険契約者は解約権を行使することが可能であり、債権者は解約返戻金によって満足を受けるとされるが、後述するように私は否定的に解したい。
- (7) いわゆる「事業保険」にあつては、企業が保険契約者兼保険金受取人とする自己のためにする生命保険が大勢であることから、企業が滞納者である場合には、この差押えは有効であると考えらる。
- (8) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」六〇頁は、保険金受取人が保険契約者兼被保険者の相続人で、被保険者の死亡により支払われる保険金のうち、解約返戻金相当分は、相続債権者のための責任財産になるとしているが、なお有力説にとどまり、また、それが理論上可能であっても、実務においては手続的にみて不可能であり、更に、相続人以外の者が保険金受取人であるときには責任財産とはならないことから、そのように解することは疑問である。

第二章 保険金受取人の指定撤回権の代位

第一節 債権者代位権と指定撤回権

一 概説

国税通則法（以下「通則法」という。）四二条は、国税の徴収に関し、民法四二三条（債権者代位権）の規定を準用している。

債権者代位権とは、債務者がその責任財産の減少を放置する場合に、債権者が債務者に代わって、その減少を防止する措置を講ずるもので、国税債権も納税者の責任財産が最終的な担保となっていることは私債権と同様であることから、その徴収に関し、民法四二三条の規定を準用することを定めたものである。⁽¹⁾

ここで、債権者代位権を取り上げた理由は、滞納者が他人のためにする生命保険契約を締結している場合において、保険事故の発生前に一定の要件が備われば、国税債権者である国が、滞納者（保険契約者）の生命保険契約上する保険金受取人の指定撤回権を滞納者に代位して、生命保険金請求権を滞納者の責任財産として帰属させた上で、滞納者に対して条件付生命保険金請求権の差押えが可能ではないかと考えられるからである。

二 債権者代位権の要件⁽²⁾

債権者代位権は、次の要件をすべて充たした場合に限って行使することができる。

(一) 代位行使の目的となる権利が、滞納者の一身専属権でないこと及び差押えのできない権利でないこと。

一身専属権及び差押不能の権利以外の権利はすべて代位権行使の対象となる。したがって、請求権（債権的又は物権的請求権等）はもちろん、形成権（解除権、取消権等）も代位行使の目的となる。ここでいう「一身専属権」とは、純粹の非財産的権利及び財産的意義を有する権利でも、人格的利益のために認められる権利のように、その権利行使が債務者の意思に委ねられている権利（行使上の一身専属権）をいい、また、「差押えのできない権利」とは、徴収法七七条及び生活保護法五八条等により差押えが禁止されている権利をいう。⁽³⁾

(二) 滞納者が無資力であること。⁽⁴⁾

代位権の行使ができるのは、国税債権を保全するため必要がある場合の必要な範囲内に限られる。したがって、滞納者が無資力の場合でなければ代位権の行使はできない。⁽⁵⁾ ただし、滞納者の特定の権利（登記請求権、賃借権等）を代位行使することにより、国税債権を保全し得る場合又は結果的に財産保全となる場合には、無資力を要件とせず代位権を行使できる。⁽⁶⁾

(三) 国税の納期限が到来していること。

代位権を行使するためには、国税の納期限が到来していなければならない。ただし、裁判所の許可を得て代位する場合及び保存行為について代位する場合は、納期限の到来していることを要しない（民法四二三条二項）。

(四) 滞納者が自らその権利を行使しないこと。

滞納者が自らその権利を行使したときは、たとえその行使が国に不利益でも、国は重ねてその権利を行使することはできない。ただし、その不利益行為が詐害行為に該当すれば詐害行為取消権（民法四二四条以下）の目的となる。

以上、(一)～(四)のすべての要件が充たされた場合に初めて債権者代位権の行使が可能となるのであるが、ここで問題

となるのは、指定撤回権が代位行使の目的となる権利か否かについてである。

三 指定撤回権の性質

保険契約者が保険金受取人の指定を撤回する権利は、形成権の一種で、これを行使する場合は、保険会社の同意を要せず保険契約者の一方的な意思表示によってその効果を生ずるものである。ただし、指定撤回権を行使したときは、保険会社はその旨を通知しなければ保険会社に対抗することはできない（商法六七七条一項⁷⁾）。

指定撤回権の性質について、「指定撤回行為はそれ自身身分行為でなく、これにより保険契約者又は第三者の財産関係に変動を生ぜしめることを本来の内容とする行為であることから、指定撤回権を保険契約者の一身専属的な人格権と解すべき理論上の根拠はない。」⁸⁾と解されており、その一身専属性を否定するのが今日の通説である⁹⁾。したがって、通説の見解に従うならば、指定撤回権は、債権者代位権の対象となり得る権利であるといえることができる。

四 指定撤回権の代位と指定変更権の代位

保険契約者が他人のためにする生命保険契約を締結している場合において、保険金受取人の指定撤回権を留保しているときは、保険契約者の債権者は、一定の要件が備われば、保険契約者に代位して指定撤回権を行使することは可能である¹⁰⁾。更に進んで、保険契約者の債権者は、代位によって指定変更権までをも行使できるであろうか。債権者の責任財産を保全するという債権者代位権の趣旨から考えて、その債権者が、自由に保険金受取人の指定を変更できるとするのは問題である。

では、具体的にどのような内容の代位行使が許されるか、①指定を単に撤回する権利と②新たに第三者を保険金受取人に指定する権利に区別して、その代位の可否について検討してみることにする。

(一) 指定を単に撤回する権利

保険金受取人の指定を撤回することによって、条件付生命保険金請求権は保険契約者に帰属する。このことから、債権者は、債務者である保険契約者の財産を増加させ、総債権者のために債務者の財産を保全するという正当な利益を有すると解され、単に指定を撤回する権利は、債権者代位権の要件が備わる限り、債権者は代位行使し得るものと解すべきである。⁽¹¹⁾

(二) 新たに保険金受取人を指定する権利

保険契約者が積極的にだれを保険金受取人に指定するかは、もっぱら保険契約者の意思によって決定させるのが保険金受取人の制度の趣旨にそい、債権者が積極的に保険金受取人を指定することについて、何ら正当な利益を有しているとはいえない。債権者が正当な利益を有するのは、一般に指定が行われないこと又は旧保険金受取人の指定が撤回されて、条件付生命保険金請求権が保険契約者に帰属することであり、新たに保険金受取人を指定する権利は保険契約者に専属し、債権者はそれを代位行使し得ないものと解しなければならぬ。⁽¹²⁾

以上のように、保険契約者の債権者は、単に指定を撤回し、保険契約者（債務者）の財産を増加させるための権利の代位行使は可能であるが、債務者の財産の増加を来さない、例えば、債権者自身又は債権者の債権者などを新たに保険金受取人として指定する権利の代位行使は許されないと考える。

五 指定撤回権の代位と被保険者の同意

他人のためにする生命保険契約において、保険契約者が、被保険者以外の者を新たに保険金受取人に指定する場合には、被保険者の同意を必要とする（商法六七七条二項⁽¹³⁾）。保険約款においても、「保険契約者は、被保険者の同意を

得て、保険金受取人を変更することができる。」と定めているのが通例である。

ところで、ここにいう「被保険者の同意」は、保険契約者の債権者が、債権者代位権に基づき、単に指定を撤回する権利を行使する場合にも必要かどうかの問題である。

(一) 同意の意義

保険契約者が、自己の生命を保険事故として生命保険契約を締結する場合には、保険金受取人がだれであるかを問わず、それが不法の目的に利用される恐れは少ないと推断されるが、他人の生命を保険事故とする生命保険契約を無制限に認めるときは、例えば、他人の生死に関して賭博行為の目的とされ、また、故意にその他人の生命に危害を保えるなどの危険があることから、そこに何らかの制約を設ける必要がある。

商法は、他人の生命の保険契約を締結するためには、被保険者の同意を必要とし（商法六七四条一項）、また、被保険者以外の者を保険金受取人に指定変更する場合には、同様に被保険者の同意を必要としている（商法六七七条二項）。これは、他人の死亡によって保険金が支払われるという生命保険契約において、最も関係の深い被保険者に異議のないことをもって、当該生命保険契約に不法性がないことを推断するという「同意主義」の立場に立つものである。

(二) 同意の性質

被保険者の同意を要する法の趣旨は、「他人の死亡を保険事故とする生命保険契約において、被保険者が異議のないことを表明すれば、これによってその契約の反公序良俗性が⁽¹⁴⁾ないと推断し得る」とするものである。すなわち、この同意は、契約当事者の意思表示と結合して、生命保険契約を成立させる要素となるものではなく、契約の効

力発生のために、法が特に要求するいわば外部的な効力要件にすぎない。したがって、この同意は、契約について異議をとどめないとする被保険者の意思の表明であり、その法的性質は、準法律的行為と解されている。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

(四) 指定撤回権の代位と被保険者の同意

保険契約者が、他人のためにする生命保険でかつ他人の生命の保険契約（保険契約者をA、被保険者をB、保険金受取人をCとする生命保険契約）を締結している場合に、保険契約者Aの債権者が、指定撤回権を代位行使する際に、被保険者Bの同意が必要かどうかどうか問題となる。

なお、指定撤回権の代位行使と被保険者の同意について論じている文献はなく、ここでは、債権者代位権の性質との関係で簡単に検討してみることとする。

指定撤回権の代位は、保険契約者である債務者が、本来自己の財産として帰属させることができる条件付生命保険金請求権を、保険金受取人に帰属させたままである場合に、保険契約者の債権者が保険契約者に代位して指定撤回権を行使し、条件付生命保険金請求権を保険契約者に帰属させるといふ責任財産の保全を目的とするものである。

この場合の債権者は、生命保険契約の当事者ではなく、被保険者とは通常何らの利害関係を有しておらず、既に有効に成立している生命保険契約に対して、不法性をもって指定撤回権を行使するということは考えられない。そして、債権者代位権が、正当な利益を有する債権者のみに認められた制度であることからしても、不法性を持ち出すことの論理的根拠はなく、債権者による指定撤回権の代位の際には、被保険者の同意は不要であるように思われる。

しかし、商法は、他人の生命の保険契約において、保険契約者が指定撤回権を行使する場合には、被保険者の同意を要求しているのであり（同法六七七条二項）、保険約款においてもまた同様である。⁽¹⁷⁾ すなわち、保険契約者自身が、

指定撤回権を行使する際には、被保険者の同意を得なければ、指定撤回できないという拘束を受けているのである。

ところで、債権者代位権に基づいて、債権者が代位行使できる範囲は、債務者が行使できる権利が限度であり、その範囲を超えて代位することは許されない。したがって、債権者が、指定撤回権を代位行使する際にも、保険契約者と同様の拘束を受けるものであり、いくら正当な利益を有するといっても、被保険者の同意が得られない場合には代位行使することはできないものである。この結果、債権者代位権の要件が備わっている場合でも、債権者にとって直接利害関係のない被保険者の意思によって、指定撤回権を代位行使できないことも考えられ、その間に保険事故が発生すれば、生命保険金請求権は保険金受取人の権利として確定してしまい、債権者は、当該生命保険からは何らの満足を受けることができないという不合理な結果を招くことも起り得るが、現行制度上ではやむを得ないであろう。

なお、保険契約者兼被保険者で、保険金受取人が第三者である場合、すなわち、自己の生命の保険契約で他人のためにする生命保険の場合には、商法六七七条二項の規定が適用されないことから、債権者による指定撤回権の代位行使の際には被保険者の同意は要しない。

- (1) 旧徴収法(明治三四年法律第二一号)には、債権者取消権(民法四二四条)の準用規定を置いていた(一五五條)が、債権者代位権の準用規定はなく、解釈上、租税債権者である国も債権者代位権を行使できるとされていた(昭和二十七年四月「国税徴収法」税務講習所一四二頁)。
- (2) 債権者代位権の要件については、「国税通則法(昭和五八年度版)」税務大学校二五〇頁以下を参考とした。なお、松坂佐一「債権者代位権の研究」が詳細である。
- (3) 国税徴収法基本通達七五条関係七七七条関係参照のこと。

- (4) 滞納者が無資力であるかどうかの判定に当たっては、第二次納税義務者、保証人の有無及びその資力を考慮する必要がある(国税通則法基本通達四二条関係一(注))。
- (5) 我が国の通説・判例である。なお、天野弁護士は、債権者代位権の要件に、債務者の無資力を要求することについて疑問とされる(債権者代位権における無資力理論の再検討)判例タイムズ二八〇号二四頁以下、同二八二号三四頁以下ほか)。
- (6) 我妻栄「新訂債権総論(民法講義Ⅴ)」一六一頁。
- (7) 保険約款では、「保険証券に裏書を受けてからでなければ、保険会社に対抗することはできません。」と定めている。
- (8) 大森忠夫・前掲書一八〇頁。
- (9) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」九六頁、野津務「新保険契約法論」六六五頁、青谷和夫・前掲書三六五頁。
- (10) なお、保険金受取人の指定撤回権が無留保の場合及び生命保険を担保として保険契約者の債権者を保険金受取人に指定したため、債務の返済までを解除条件として指定撤回権を留保していない場合には、債権者代位権の問題は生じない。
- (11) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」九六頁。
- (12) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」九七頁。なお、野津務・前掲書六六四頁以下では、保険契約者の債権者が、代位により保険金受取人を第三者に指定変更できるとされる。
- (13) 被保険者が保険金受取人として指定される場合には、被保険者の同意は不要である(商法六七四条ただし書)。
- (14) 大森忠夫・前掲書二六七頁。
- (15) 被保険者が無能力者である場合には、法定代理人による同意が可能であるとするのが通説である。
- (16) 大森忠夫・前掲書二七一頁。なお、青谷和夫・前掲書一一九頁は、同様の意味で、「補助的法律行為」と呼んでいる。
- (17) 保険実務では、保険金受取人を撤回する場合には、保険会社所定の請求書に、被保険者の同意があることを表示し、署名、捺印するとともに、被保険者の印鑑証明書を添付して提出しなければならないとされている。

第二節 問題の所在

保険契約者が、他人のためにする生命保険契約を締結している場合で、かつ、国税の滞納者である場合に、国税債権者である国は、条件付生命保険金請求権を滞納者の財産として直接差し押さえることができないため、一定の要件が備われば、債権者代位権に基づき、生命保険契約上、滞納者の有する保険金受取人の指定撤回権を代位行使して、滞納者に条件付生命保険金請求権を帰属させた上でそれを差し押さえることは可能であるとした。

しかし、現実問題として、条件付生命保険金請求権を差し押さえることは可能であっても、それが具体化しない限り、すなわち保険事故が発生しない間は、国は満足を得ることはできない⁽¹⁾。そうすると、生存保険のように、被保険者の一定の時期までの生存を保険事故とするもので、その時期が間近である場合には、その直前に条件付生命保険金請求権を差し押さえる実益性はあるが、多くの場合そのような期待はできない。なぜならば、生命保険契約が長期的なものであることから、条件付生命保険金請求権を差し押さえたとしても、いつ保険事故が発生し、現実に被差押債権（保険金）の取り立てができるのか全く予測がつかないからである。国税の滞納処分手続が、国税債権を早期に確保するための手段であることからみれば、いつ具体化するか予測ができないような条件付生命保険金請求権を差し押さえたとしても、その処分は実質的にみてあまり意味がない。また、生命保険契約が何らかの事由（例えば、保険会社の免責事由や失効など）によって消滅⁽²⁾し、生命保険金請求権自体発生しないことも考えられる。

このように、保険事故の発生前において、条件付生命保険金請求権を差し押さえることは、偶然にも近い将来に保険事故が発生することを考慮した保全的な意味での差押えにすぎず、あまり適切な徴収手続とはいえないものであ

る。

そこで、視点を変えて、保険事故発生前において、生命保険契約に基づく権利で、生命保険金請求権以外の権利について徴収すべき手段がないか検討する必要がある。

(1) 保険事故発生前の生命保険金請求権は、反対給付にかかる債権、条件付債権であり、その債権額が客観的に不確定であり、券面額はなく転付命令の対象とはならず、また生命保険金請求権の価額の評価は事実上不可能であり、換価にはなじまない(山下孝之・前掲論文ジュリスト七五―一〇頁)とされる。

(2) この場合には、解約返戻金請求権又は積立金払戻請求権などが発生することとなる。

第三章 解約返戻金請求権の差押え

生命保険契約に基づく権利で財産的価値を有するものとして解約返戻金請求権がある。解約返戻金請求権は、一般には保険契約者による生命保険契約の解約によって発生する場合が多い。生命保険契約を解約したときは、契約は消滅し、前述の生命保険金請求権の発生する余地はなくなる。この意味で、解約返戻金請求権と生命保険金請求権とは、同一の生命保険契約において表裏の関係にあり、いずれか一方が発生すれば他方は発生することはない。このことから、生命保険に対する滞納処分においては、解約返戻金請求権の差押えも重要な意味を持っている。

ここでは、解約返戻金請求権の差押えについて検討するものであるが、その権利関係及び保険約款による貸付制度との関係など、差押えにどのような影響を及ぼすか問題点を指摘しながら考察するものである。

第一節 解約返戻金請求権

一 意義

解約返戻金請求権は、法律上認められた権利ではなく、保険約款により一定の事由が生じた場合に発生するもので、契約上認められた権利である。一定の事由には、①保険契約者による被保険者故殺のため、保険会社が保険金の支払を免責される場合（商法六八〇条一項三号）、②告知義務違反のため、保険会社が契約を解除した場合（商法六七八条・六四五条）、③保険契約者が生命保険契約を解約した場合（保険約款）及び④保険料の不払により契約が失効した場合（保険約款）がある。①及び②の場合には、法律上被保険者のために積み立てた金額の払戻しがされないことから（商法六八三条二項）、保険約款において、解約返戻金を支払うこととしたものであり、③及び④の場合は、契約上の事由により解約返戻金を支払うこととしているものである。

解約返戻金は、被保険者のために積立てられた金額から、一定の金額（解約控除額^③）を控除した額^④が支払われるもので、その全額が支払われる積立金^⑤とは異なる。

解約返戻金請求権の発生する最も多い事由は、保険契約者による生命保険契約の解約である。保険約款では、「保険契約者は、将来に向けて生命保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができる。」旨定めている。一般に解約返戻金の払戻しを目的として生命保険契約を解約することを「保険契約の買戻し」といい、支払われる解約返戻金を「買戻価格」という。

二 請求権者

解約返戻金請求権の権利者は保険契約者である。保険約款では、自己のためにする生命保険であると他人のためにする生命保険であることを問わず、解約返戻金を保険契約者に支払うことを定めている。これに対する有力な見解として、「解約返戻金は、形式的には保険金ではないが、経済的・実質的には保険金の前身又は現在価値にほかならないから、理論的には特別の事情がない限り保険金受取人に帰属すべきである」⁽⁶⁾、とする考え方がある。

しかし、保険契約者が生命保険契約を解約するということは、保険金受取人に保険金を取得させる意思を有しなくなったとも考えられるし、また、保険契約者が新たに生命保険契約を締結する場合には、その原資（保険料）とするためにも、解約返戻金は、保険金受取人ではなく、保険契約者に支払われるとする方が妥当と考えられる。⁽⁷⁾

ただし、保険約款によることなく、契約の当事者において、解約返戻金請求権の権利者を別の者に指定することは有効であろう。⁽⁸⁾

三 時効

解約返戻金請求権の時効は、生命保険金請求権と同様、二年の短期時効により消滅するが（商法六八二条・保険業法七一条二項）、保険約款では、支払事由が発生した日から三年間請求がないときには消滅するとしてそれを延長している。⁽⁹⁾

(1) 契約の失効は、通常、後述するような自動保険料貸付が受けられない状態である場合が多く、この場合に解約返戻金の額は、一回分（月払いのものは六カ月分）の保険料に満たない少額なものである。

(2) 大森忠夫・前掲書一九三頁は、「このような場合には、保険契約者に対する制裁の意味で積立金の払戻しがされないのであるが、保険会社が利得すべき合理的理由はなく、解約返戻金の範囲内において返還すべき旨の約定は有効と解すべきであ

る」とされる。

(3) 解約控除の経済的根拠として、①新契約費用の償却、②抗死力減退費、③解約手数料、④投資計画への悪影響に対する補償などが挙げられる。なお、詳細は、大澤康孝「積立金に対する保険契約者の権利」ジュリスト七五三号一〇八頁以下参照のこと。

(4) 生命保険契約締結後二〜三年の間は、積立金額が解約控除額より少額なため、解約返戻金が支払われない場合が多い。

(5) 積立金の支払事由については、第一章第一節注(4)参照。

(6) 大森忠夫・前掲書二六頁。

(7) 大澤康孝・前掲論文ジュリスト七五三号一〇三頁。

(8) 西島梅治・前掲書三六二頁、石田満「保険法」二八五頁、大澤康孝・前掲論文ジュリスト七五三号一〇七頁。

(9) 解約返戻金請求権の消滅時効に関しては、青谷和夫「返戻金の時効」生命保険経営三二巻二五七頁以下がある。

第二節 保険約款による貸付制度⁽¹⁾

一 概説

生命保険契約が長期にわたる契約であることから、保険契約者の中には、生命保険契約締結後の諸事情により、保険料の支払ができなくなる場合や一時的に資金を必要とする場合が起こり得る。このような場合に、生命保険契約を解約(買戻し)して、保険料の支払を止めたり、解約返戻金を自己資金として確保することは可能である。

しかし、解約することによって生命保険契約は消滅してしまい、その後保険事故が発生したとしても保険金の支払を受けることはできなくなり、実質的に大きな損失を受けることとなる。そこで、保険約款では、生命保険契約を存続させながら、生命保険の現在価値すなわち解約すれば得られるであろう解約返戻金額の範囲内⁽²⁾で、保険契約者に対

し保険料又は必要な資金を融通する道を開いている。

このような貸付制度として、保険約款では、保険契約者貸付（証券貸付）と自動保険料貸付（自動振替貸付）を定めており、この制度を利用することによって、保険契約者は、生命保険契約を有効に継続することができ、かつ、保険会社から資金を調達することもできるようになっている。

(一) 保険契約者貸付

保険契約者貸付とは、保険契約者が、自己の事業資金又は生活資金等に充てるため、解約返戻金額の範囲内で、保険会社から一時的に現金で資金の貸付を受けることをいう。

(二) 自動保険料貸付

自動保険料貸付とは、保険契約者が、猶予期限⁽³⁾までに保険料を払い込まなかった場合に、その保険料相当額を解約返戻金額の範囲⁽⁴⁾内で、自動的に貸付けて未払となっている保険料に充当することをいう。

これは、猶予期限までに保険料の払込みがなければ、生命保険契約は失効し、消滅してしまうことから、それを防止するため、保険約款では、保険契約者の申出がなくても、自動的に解約返戻金額の範囲内で保険料を立替払いして貸付けることと定めているものである。自動保険料貸付の本質は保険契約者貸付と同様であるが、現金の收受がなく、自動的に行われる点で保険契約者貸付と異なる⁽⁵⁾。

なお、保険契約者が、あらかじめ自動保険料貸付の利用に反対の申出をしていれば、この取扱いはされないこととなっている。

上記の貸付金に対する弁済については、保険約款では返済期限を定めておらず、保険契約者は、いつでも任意に貸

付金及び利息の一部又は全部を返済すればよいこととなっている。しかし、生命保険契約が消滅（保険事故の発生又は解約等）するまでに貸付金の弁済がない場合には、保険会社の支払うべき保険金又は解約返戻金等から、貸付金及び利息を控除した残額を保険金受取人又は保険契約者に支払うこととしている。

二 貸付制度の法的性質⁽⁷⁾

生命保険契約に基づく貸付制度の法的性質について学説は分かれている。大別して、①消費貸借説と②保険金又は解約返戻金の前払説の二つに分けられるが、消費貸借説は、更に、⑦保険証券担保貸付説、①権利質説及び⑧単純消費貸借説（相殺予約説）の三つに分かれている。

(一) 保険証券担保貸付説⁽⁸⁾

保険証券を担保としてすなわち保険金、解約返戻金等生命保険契約より生じる債権を担保として、その範囲内で貸付をする消費貸借契約であるとする説で、初期の生命保険業界においては通説とされていた。しかし、「保険証券は有価証券ではなく、単に証拠証券にすぎないものであり、これを担保することは法律上無意味である」との批判があり、現在ではこの説を採る者はいない。

(二) 権利質説⁽¹⁰⁾

保険金、解約返戻金等生命保険契約より生じる債権を担保として、その債権の上に権利質を設定して貸付をする消費貸借契約であるとする説である。しかし、保険契約者の自己のためにする生命保険契約の場合は問題はないが、他人のためにする生命保険の場合には、他人である保険金受取人の権利（条件付生命保険金請求権）の上にも質権を設定する必要があるのに、借用証書によると、保険契約者のみが署名・捺印するとされ、また、質権設定のためには、

保険証券を担保として保険会社に預けるのみでなく（民法三六三条）、貸付証書に確定日付を取らなければ、その質権をもって第三者に対抗できない（民法三六四条・四六七条）。このことから、この説は、説明としては技巧的であるが妥当ではないとされている⁽¹¹⁾。

(三) 單純消費貸借説（相殺予約説）⁽¹²⁾

保険金、解約返戻金等生命保険契約より生じる債権が具体化した場合に、この貸付金の元利合計額と相殺する方法によって弁済することを予約してなす特殊の消費貸借契約であるとする説で、今日の生命保険業界もこの説の立場を採っている。しかし、貸付の実際をみると、保険約款では弁済期限及び弁済義務を定めておらず、⁽¹³⁾ただ、生命保険契約が消滅した場合に、保険会社の支払うべき保険金又は解約返戻金等の額からその貸付金の元利合計額を控除するということにすぎないのであって、「保険契約者に貸付金を返還する権利はあるにしても、これを返還する義務がない以上、これをもって消費貸借契約と解することは妥当ではない」⁽¹⁴⁾との批判がある。

また、保険金又は解約返戻金等と貸付金の元利合計額との相殺について、他人のためにする生命保険契約の場合には、保険会社が保険金受取人に支払うべき保険金と保険契約者に対する債権（貸付金）とを相殺することは疑問であり（民法五〇五条）⁽¹⁵⁾、このような場合の相殺ができないため、保険約款では、特に、保険金等から差し引くと定めたものにほかならないとする考え方もあり、⁽¹⁶⁾この説の疑問点でもある。

(四) 前払説⁽¹⁷⁾

解約返戻金請求権又は生命保険金請求権等生命保険契約上生ずべき債権の一部の前払であるとする説である。保険約款によれば、貸付を受けた保険契約者は、「貸付金を返還する権利を有するが、これを返還する義務を負わしめら

れることはなく、保険契約者がその後貸付金を弁済しないうちに解約返戻金などの支払事由が発生したとすれば、保険会社の支払うべき金額からこれを差引計算するものとされているにすぎないので、これをもって金銭消費貸借であると解するのは妥当ではない。仮に、保険契約者が解約返戻金などの支払事由が発生する前に貸付金の元利合計額を弁済したとすれば、保険会社の解約返戻金などの給付義務は原状に回復する⁽¹⁸⁾とするのがその理由である。

しかし、この説によると、①貸金の授受の当事者の意思からはあまりにもかけ離れている、②貸付利息の説明がつかない、③前払により消滅する債務の説明が困難である、などの難点があり、⁽¹⁹⁾実務面とマッチしない点が多いため、適切な説明とはなっていない。

以上のように、貸付制度の法的性質について学説の対立が見られるが、いずれの説においてもそれぞれ問題があり、妥当な論理的根拠はない。この点につき生命保険業界では、保険実務とのかねあひから、(目)説の立場に立脚し、⁽²⁰⁾「保険約款では、相殺予約付消費貸借の予約がされており、⁽²¹⁾保険契約者が予約完結権を行使して消費貸借を申し込むと、別に保険契約者が借用証書を作成して保険会社へ提出するのと引換えに金銭の交付を行う⁽²²⁾」としている。

(1) ここでいう貸付制度とは、生命保険契約に基づくものであって、保険会社が事業の一環として行っている一般的な融資とは異なる。

(2) 解約返戻金額の九割(保険料払込済の契約については八割)の範囲内で、貸付額が千円以上であることとされるのが通例である。

(3) 保険料払込みの猶予期間は、月払契約の場合には払込期日の翌月初日から末日まで、年払契約又は半年払契約の場合には、払込期日の翌月初日から翌々月の月ごとの応答日までとするのが保険約款である。

- (4) 自動保険料貸付を受けた保険料とその利息の合計額が、解約返戻金額（既に保険契約者貸付を受けているときは、その元利合計額を控除した残額）を超えない間は貸付を受けることができる。
- (5) 保険実務では、保険契約者貸付の際には、借用証書を徴取し、併せて貸付けた旨を保険証券に裏書することとなっているが、自動保険料貸付の場合には、そのような手続は全く取られない。
- (6) 通常保険契約者貸付の場合は年八%、自動保険料貸付の場合は年六〜八%の利息が複利計算で付加される。
- (7) 貸付制度について論じているものに青谷和夫「契約者貸付の法的性質」生命保険経営三巻一号二頁以下、三宅一夫「所謂『保険証券貸付』について」『諸問題』三四三頁以下などがある。
- (8) 初期の保険約款では、「保険証券を担保（抵当）として、解約返戻金の範囲内で貸付ける」ことができ、「貸付けたときは、保険証券を保険会社に留置する」ものと定めるのが通例であったところからこの説が採られた。
- (9) 青谷和夫・前掲書四一三頁、三宅一夫・前掲論文「諸問題」三四七頁。
- (10) 最も古く、最も早く唱えられた説であって、我が国の生命保険会社の大部分は、少なくとも一度はこの説の上に立脚したことがあったといつてよい（三宅一夫・前掲論文「諸問題」三四八頁）。
- (11) 青谷和夫・「前掲書」四一四頁。
- (12) 大森忠夫・「前掲書」二九九頁、松本蒸治・前掲書三四四頁、三浦義道・前掲書三四四頁、三宅一夫（旧説）・前掲論文「諸問題」三四三頁以下など。
- (13) 保険約款では、「保険契約者はいつでも貸付金の元利金の全部又は一部を返済することができる」と定めるのが通例である。
- (14) 青谷和夫・前掲書四一四頁。
- (15) 三宅一夫・前掲論文「諸問題」三六二頁は、保険金受取人の指定撤回権が留保されている場合には、保険契約者が貸付を受け、保険金受取人の地位を脅かすような行為をすれば、その範囲において指定の撤回があったものとして相殺することは可能とされる。
- (16) 青谷和夫・「保険約款演習〔Ⅶ〕」八六頁。

- (17) 青谷和夫・前掲書四二六頁、野津務・前掲書六三三頁、大浜信泉「保險法要論」二六三頁、大森忠夫(旧説)「保險金受取人の法的地位」「諸問題」一頁以下など。
- (18) 青谷和夫・前掲書四一六頁。
- (19) 三宅一夫・前掲論文「諸問題」三五〇頁。
- (20) 糸川厚生・前掲論文・別冊 NBL. 一〇号一七六頁。
- (21) 保險約款では、「生命保險契約が消滅したときは、保險会社の支払うべき金額から貸付金の元利合計額を差し引きます」と定めるのが通例である。
- (22) 糸川厚生・前掲論文・別冊 NBL. 一〇号一七七頁。

第三節 解約返戻金請求権の差押え

一 解約後の差押え

保險契約者は、生命保險契約を解約することにより、契約を将来に向って消滅させるとともに、保險会社に対して具体化した解約返戻金請求権を取得する。⁽¹⁾この場合の解約返戻金請求権は、通常の金銭債権にほかならないから、一般の指名債権と同様、保險契約者は自由に処分(讓渡、質入等)することができ、保險契約者が滞納者である場合には、国はそれを差し押さえた上、保險会社(第三債務者)から取り立てることも当然に可能である。

ところで、解約返戻金請求権が具体化するのには、生命保險金請求権が具体化する場合と異なり、被保險者の死亡又は満期日の到来といった保險事故の発生が客観的に明らかなものではなく、大部分が解約という保險契約者の主観的な意思表示によるものであることから、第三者が、早期にその事実を把握することは容易ではない。徴収実務では、

解約後の具体化した解約返戻金を差し押さえたケースが見られるが、これは、滞納処分上の財産調査によって継続中の生命保険契約を発見した場合に、滞納者（保険契約者）に解約手続を取らせた上で、国が具体化した解約返戻金請求権を差し押さえるといったものがほとんどで、それ以外の場合には、解約後の具体化した解約返戻金請求権を差し押さえたというケースは皆無といつてよいであろう。

そこで、滞納者が生命保険契約を締結している場合には、いつ解約が行われても対処できるように、あらかじめ、解約前において解約返戻金請求権を差し押さえておくことが必要となってくる。

二 解約前の差押え

解約前、すなわち、生命保険契約の継続中において、まだ具体化していない解約返戻金請求権（以下「条件付解約返戻金請求権」という。）の処分は可能であろうか。この点につき判例は、「解約返戻金債権ハ、保険契約ノ解除ヲ条件トシテ返戻ノ効力ヲ発生スル債権ニシテ所謂将来発生スヘキ請求権ニ外ナラサレハ」として条件付解約返戻金請求権を保険契約者が第三者に譲渡したことにつき「保険契約存続中ト雖モ之カ譲渡ヲ為スニ妨ケサルモノト解スヘキ」⁽²⁾であると肯定する。他方学説もまた、「解約返戻金請求権は、解約前においても、いわば条件的な権利として存在し、その時々においてそれぞれ特定し得べき性質を有するものであるから、その任意処分（譲渡、質入等）のみならず、強制執行も可能である。」⁽³⁾と肯定するのが通説である。

このように、判例、学説とも、条件付解約返戻金請求権については、条件付権利として、民法一二九条による処分を肯定している。したがって、滞納処分においても同様に、条件付解約返戻金請求権を差し押さえることは可能といえる。⁽⁴⁾条件付生命保険金請求権を差し押さえた場合には、その差押えの効果として、処分禁止規定（徴収法六二条二

項)が働くことから、滞納者(保険契約者)は、生命保険契約の解約はできても⁽⁵⁾解約返戻金の支払を請求することはできず、また、保険会社は、差押通知を受けた後に保険契約者に解約返戻金を支払ったとしても、国の取立請求に応じなければならぬ(民法四八一条⁽⁶⁾)。

条件付解約返戻金請求権の差押えは、前述の条件付生命保険金請求権の差押えの場合と同様、将来それがいつ具体化しても取り立てることが可能であり、差押えの時期を失することもないことから、保全的な意味においても意義があると考へる。

三 生命保険金請求権の差押えと解約返戻金請求権の差押え

生命保険金請求権は、保険事故の発生により具体化し、解約返戻金請求権は、生命保険契約の解約等により具体化する。一個の生命保険契約において、両者が共に発生することはなく、保険会社は⁽⁷⁾先⁽⁸⁾に発生した保険債務についてのみその支払義務を負う。

このことから、保険契約者が滞納者である場合に、①自己のためにする生命保険契約において、生命保険金請求権のみの差押えをもって解約返戻金請求権の差押えをも含むか否か議論のあるところであり、また、②他人のためにする生命保険契約において、保険契約者兼被保険者で保険金受取人がその相続人である場合に、保険事故(被保険者の死亡)が発生したときの解約返戻金相当額は、相続財産すなわち保険契約者の債権者の執行対象となるか否かについても議論が分かれている。これらの議論について、実務的な立場から見たそれぞれの当否を検討してみることとする。

(一) 自己のためにする生命保険の場合

自己のためにする生命保険契約において、生命保険金請求権及び解約返戻金請求権は共に保険契約者に帰属するこ

とから、生命保険契約の存続中に、国が条件付生命保険金請求権のみを差し押さえ、その後、解約返戻金の支払事由により解約返戻金請求権が発生した場合に、条件付生命保険金請求権の差押えをもって、国は、保険会社に対して解約返戻金の取立請求をすることができ得るであろうか。言い換えれば、生命保険金請求権の差押えに解約返戻金請求権の差押えが含まれるかどうかの問題である。

肯定説は、「解約返戻金は、経済的には生命保険金請求権の現在価値若しくはその前身ともいうべきであり、実質上両者を別個のものと解すべきではないから、生命保険金請求権の差押えは、当然に解約返戻金請求権の差押えをも包含するものと解するのが合理的である」として、解約返戻金請求権の差押えがなくても、生命保険金請求権の差押えがあれば、解約返戻金請求権が具体化した場合でもその取立ては可能であるとす。

これに対し否定説は、「生命保険金請求権と解約返戻金請求権は、経済的側面から見ると、責任準備金を紐帯として結び付いてはいるが、法的に見れば別個の停止条件付権利である」として、生命保険金請求権の差押えには解約返戻金請求権の差押えは含まれないとする。

ところで、売買契約の例ではあるが、買主が売主の債務不履行を理由に契約を解除し、売主の保証人に対して原状回復義務の履行を求めた事件について、最高裁は、「特定物の売買における売主のための保証においては、(中略)売主の債務不履行に基因して売主が買主に対し負担することあるべき債務につき責に任ずる趣旨でなされるものと解するのが相当であるから、保証人は、債務不履行により売主が買主に対し負担する損害賠償義務についてはもちろん、特に反対の意思表示のない限り、売主の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務についても保証の責に任ずるものと認めるのを相当とする。」と判示し、本来の債務(物の引渡し)が契約の解除によって消

滅した結果生じる別個独立の債務（原状回復義務）であっても、売主の保証人はその責を免れないとして保証人の責任の範囲を拡張している。

買主側から見れば、保証人に対し、契約の解除前には主債務の履行請求権を有し、その原状回復請求権ないしは損害賠償請求権を有していることとなる。それぞれの請求権は解除前、後に別個独立に発生するものであるが、同一契約より発生することから、買主は、売主の保証人に対して現に存在している請求権の一つをもってその履行を請求することができる。これはあたかも、生命保険契約という同一契約から現実発生した権利をもってその履行を保険会社に請求する場合と類似している。

しかし、生命保険契約においては、生命保険金請求権と解約返戻金請求権は、それぞれ条件付権利として並列的に存しており、将来そのいずれか一方が発生すれば他方は発生しないのに対して、上記判例のような売買契約における物の引渡請求権と原状回復請求権は、本来の債務である物の引渡義務の履行があれば、原状回復請求権は発生することとはなく、本来の債務の履行がない場合に契約を解除して初めて原状回復請求権が発生するものであって、その時点では物の引渡請求権は消滅しているのであり、両請求権が併存することはなく、それぞれ縦列的な関係にあると考えられる。

この場合の買主が滞納者であるときに、売主の保証人に対する物の引渡請求権を差し押さえた後に、契約が解除されたとした場合⁽¹⁰⁾、その後発生する原状回復請求権にまで、先の物の引渡請求権の差押えが及ぶかどうかである。微収実務上からは、別個の債権として差し押さえなければ、先の差押えをもって後に発生した債権の差押えを主張することは不可能と言わざるを得ないが、判例の趣旨に従えば、理論的には可能と解する方が合理的であると考えられ

(11)

これに対して、生命保険契約のように、発生原因が法的に異なる複数の条件付権利が並列的に存在し、そのいずれの債権が発生するものであるか不明であるときには、複数の債権の一個のみの差押えをもって、他の債権の差押えをも含むと解することは、差押債権の特定という実務上の手続面からみても合理性を欠くものと考えられる。

以上のように、一個の契約において、複数の権利がある場合として、売買契約の場合と生命保険契約の場合を比較して検討したのであるが、両者の場合ではその債権の発生基礎が異なり、前者の場合には、先の債権の差押えが、差押後の事情によって先の債権が他の債権に転化しても、転化した債権に及ぶとするのが合理的であるが、後者の場合には、一つの条件付債権の差押えをもって他の条件付債権の差押えをも包含すると解することは困難であろう。

また、滞納処分手続上、債権の差押えに当たっては、債権者（滞納者）、第三債務者、債権の数額、給付の内容等を表示することによって、被差押債権を特定することが必要であるが、⁽¹²⁾生命保険契約においては、生命保険金請求権と解約返戻金請求権とは、その発生の法律上の原因が異なり、被差押債権の特定においても、それぞれの原因により区別することが必要であることから、否定的な立場を採る方が妥当と考える。

(二) 他人のためにする生命保険の場合

他人のためにする生命保険契約において、保険契約者が同時に被保険者で、保険金受取人がその相続人である場合、保険事故（被保険者の死亡）が発生したときには、保険金受取人である相続人は、自己固有の権利として生命保険金請求権を原始取得する。したがって、相続人が限定承認（民法九二二条以下）をしたときは、相続債権者は、保険金からは何ら満足を得ることはできないとするのが、我が国の通説、判例である。⁽¹³⁾

これに対して、具体化した生命保険金請求権は、「実質的、経済的には保険契約者から保険金受取人に対して無償の出捐があり、遺贈と同視されるべき」であるという考え方の下に、「生命保険金請求権のうち、少なくとも解約返戻金相当額については相続財産と同視して、相続債権者のための責任財産になる」とする有力な見解がある。¹⁴⁾

この点につき、山下友信助教が詳細に論じられておられるところであるが、¹⁵⁾「保険契約者の一方的意思表示により、保険契約者と保険金受取人の間には、贈与契約に準ずる法律関係が発生し、その効果として、保険金受取人は対価関係においても保険金請求権を取得する」のであり、その対価関係は「解除条件付で生前の贈与として保険契約者から保険金受取人へ価値の移転があった」と考えることにより、保険契約者の相続財産に属さず、すなわち、相続債権者のための責任財産とはならないと結論され、¹⁶⁾通説の立場を採られる。

徴収実務上から見た場合、滞納者の死亡により国税債務を相続人に承継させ（通則法五条）、国はその承継相続人に対して滞納処分が執行できるのであるから、承継相続人が限定承認をしない限りにおいては、この議論はあまり問題ではないと思われる。しかし、承継相続人が限定承認をした場合には、生命保険金請求権自体滞納者（被相続人）に帰属していない財産（権利）であり、これに滞納処分を執行することは不可能で、その一部をもって執行の対象とすることも事実上困難である。

また、保険金受取人が滞納者（保険契約者兼被保険者）の相続人以外の者である場合又は保険契約者が被保険者と別人である場合には、有力説の立場においても、相続債権者のための責任財産となるとは考えられず、特殊な場合だけでなくそうなるかと考えるのでは総体的な面からも妥当であるとは思えない。

結局は、通説、判例の見解に従って、保険契約者兼被保険者で保険金受取人をその相続人とする生命保険契約であ

る場合であっても、生命保険金請求権は、保険金受取人の自己固有の権利となり、相続債権者からの執行の対象にはなり得ないとするのが妥当であると考える。

四 解約返戻金請求権の差押えと貸付制度

前述のように保険約款によれば、生命保険契約に基づく貸付金がある場合に、生命保険契約の消滅時（保険事故の発生又は解約等）に、まだ弁済されていない貸付金があるときは、保険会社の負う保険債務（保険金又は解約返戻金等の支払債務）から、貸付金の元利合計額を控除してその残額を権利者に支払うものと定めている。

生命保険契約の継続中に、国が条件付解約返戻金請求権を差し押さえ、その後解約返戻金請求権が具体化した場合に、滞納者が保険約款上の貸付を受けているケースが考えられる。保険実務では、貸付制度の法的性質を「相殺予約説」とする見解を採っていることから、解約返戻金請求権の差押えがあった場合に貸付を行っているときは、その貸付が差押前であるか差押後であるかによって民法五一一条に規定する相殺の問題が生ずる。

ここでは、貸付金が、解約返戻金請求権の差押前になされた場合と差押後になされた場合とに区別して、保険会社が相殺をもって差押債権者である国に対抗できるかどうか検討し、更に後者の場合においては、銀行取引において見られるような特殊な場合の相殺問題と比較して、解約返戻金請求権の差押えがあった後に貸付を行った場合、保険会社が相殺をもって国に対抗できるかどうか考察するものである。

(一) 差押前に貸付がされている場合

解約返戻金請求権の差押前に、保険約款上の貸付が行われている場合、解約返戻金請求権が具体化したときに、第三債務者である保険会社は、貸付金債権と解約返戻金請求権との相殺をもって差押債権者に対抗できるかどうかであ

る。民法五一一条の反対解釈によれば、差押え等により支払の差止めを受けた第三債務者は、その前に取得した債権によって相殺ができることとなり、差押債権者に対抗できるのであるが、この規定の解釈・適用をめぐって、自動債権と受働債権との弁済期の前後において自動債権の差押えがあった場合の相殺について従来から問題とされてきた。

判例は、銀行預金の差押えがあった場合に、銀行の預金者に対する貸付金と預金との相殺について、昭和三十九年最高裁判所は、「差押前に取得した債権であっても、自動債権（貸付金債権）の弁済期が受働債権（被差押債権・預金債権）の弁済期より後に到来する場合には、（相殺に対する正当な期待・利益がないから）相殺をもって差押債権者に対抗することはできない。」⁽¹⁷⁾と判示し、制限説の立場を採ったが、その後同様な事例につき最高裁判所は、昭和四五年六月二四日大法院判決において、「第三債務者は、その債権が差押後に取得されたものでない限り、自動債権及び受働債権の弁済期の前後を問わず相殺適状に達しさえすれば、差押後においてもこれを自動債権として相殺をなし得る。」⁽¹⁸⁾として、昭和三十九年判決を変更し、無制限説の立場を採り、その後もこの考え方を踏襲している。⁽¹⁹⁾

保険約款では、貸付金の弁済期は特に規定せず、解約返戻金請求権の具体化したときにこれと相殺する予約がされており、特に保険会社はその時に相殺の意思表示はせず、条件の成就とともに相殺の効果を生じ、あとは清算手続を行っている。そして、解約返戻金請求権の差押えがあった場合も、解約権の行使と同時に解約返戻金請求権は弁済期に達し、それとともに貸付金も弁済期に達するとして相殺を行っている。⁽²⁰⁾

このように、解約返戻金請求権を差し押さえる前の貸付金については、解約返戻金請求権が具体化した時点で、保険会社は貸付金との相殺をもって差押債権者に対抗することができる。したがって、差押債権者がその差押えによって満足を受けることができるのは、解約返戻金額から貸付金の元利合計額を控除した残額についてのみということに

なる。

(二) 差押後に貸付がされた場合

解約返戻金請求権の差押後に、保険約款上の貸付が行われた場合、解約返戻金請求権の具体化したときに、第三債務者である保険会社は、貸付金債権と解約返戻金請求権との相殺をもって差押債権者に対抗できるのであろうか。

民法五一一条は、支払の差止めを受けた第三債務者は、その後取得した債権により相殺をもって差押債権者に対抗することができない、と定めているところであり、解約返戻金請求権についてもその差押後に保険会社が貸付金債権を取得したとしても、解約返戻金請求権の具体化した時点で、それと相殺することは差押債権者に対抗できないと考える方が妥当と思われる。

ところで、差押時に債権発生の原因が存在し、具体的に債権の発生するのが差押後であるような場合に、差押後に発生した債権を自働債権として受働債権との相殺が差押債権者に対抗できるかどうか問題とされている。⁽²¹⁾

例えば、銀行取引において、①差押前に手形が割引されたが、差押後に発生した買戻請求権を自働債権として、手形割引依頼人の差し押さえられた預金との相殺、②銀行が支払承諾している取引先の債権者に対する債務の弁済期が未到来のため、代位弁済しない間に、取引先の預金が差し押さえられ、その差押後に銀行が支払承諾の履行として取引先の債権者に代位弁済した場合、この求償権を自働債権として差し押さえられた取引先の預金との相殺、③当座貸越契約に基づいて、預金の差押前に振り出された手形・小切手を差押後に支払ったことにより、発生した債権と差し押さえられた預金との相殺などが問題となる。これらはいずれも銀行取引に関連するものであるが、生命保険契約においても次のような場合が考えられる。④保険契約者は保険料を未払であるが、その払込猶予期間が経過の間に、

解約返戻金請求権が差し押さえられ、差押後において保険会社が義務の履行として、自動保険料貸付を行った場合、その後、解約返戻金請求権が具体化したときに、差押後に行った自動保険料貸付による貸付金債権と解約返戻金請求権との相殺、また、⑤保険契約者貸付の申込みがあり、現金の交付がされるまでの間に解約返戻金請求権が差し押さえられ、その差押後に保険契約者に現金が交付された場合、解約返戻金請求権の具体化時による保険契約貸付をした貸付債権と解約返戻金請求権との相殺などが考えられる。

上記①の例について、昭和五十一年一月二五日最高裁判所は、銀行取引約定書における「割引手形の買戻約款」(銀行取引約定書ひな型六条参照。)の第三者的効力を認め、「手形割引人が仮差押の申請を受けたときは、通知催告がなくても銀行に対し割引手形の買戻義務を負い直ちに弁済する旨の銀行約定書による合意に基づいて手形割引がされた場合に、割引依頼人の銀行に対する債権につき仮差押をし差押・転付命令を得たときは、銀行は特段の事情のない限り右仮差押の申請があった時に割引依頼人に対し手形買戻請求権を取得しその弁済期が到来したものととして、右手形買戻請求権をもって被転付債権と相殺することができる。」と判示し、割引手形の買戻約款がなされている場合の上記①の例による相殺を認め、昭和四五年判決を維持した。

②及び③の例については、いまだ判例上、例を見ないが、無制限説を貫く判例の立場からすれば、①の例による場合と同様、相殺することを認めると解するのが妥当であろう。生命保険契約による上記④及び⑤の例のような場合に ついても、銀行取引の例と同様に、保険約款に基づく貸付義務の履行と見れば相殺を認めるのが妥当と考える。⁽²³⁾ただし、④又は⑤の例による貸付後に新たな貸付を行うものについては、相殺をもって差押債権に対抗することはできないと考える。⁽²⁴⁾

- (1) 解約返戻金請求権の発生しない場合は、解約の効果として、生命保険契約の消滅だけにとどまる。
- (2) 東京控訴院昭一一・一・三一判決法律新聞三九六七号一四頁、金澤理・判例批評「生命保険判例百選」別冊ジュリスト一四二頁以下。
- (3) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」一一〇頁。
- (4) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」一二六頁は、「保険契約者に禁じられるのは、差押当時において現に存立する権利の価値を減せしむべき処分過ぎず、そうでない限り、保険契約者が、保険料支払いを停止し又は解約権を行使することは自由である。」とされる。解約権の行使は、解約返戻金請求権を具体化する手段であって、その価値を減少させるものではないから、処分禁止の拘束を受けないとするのは妥当であろう。
- (5) 国税徴収法基本通達六二条関係一。
- (6) 国税徴収法基本通達六二条関係三〇。
- (7) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」一一〇頁。
- (8) 大澤康孝・前掲論文・ジュリスト七五三号一〇九頁。なお、糸川厚生・前掲論文・別冊ZEL.一〇号一六八頁は、質権設定については、当事者の意思の推定からみて肯定説の立場を採るが、差押えについては、当事者の意思の推定の働かない分野では、別個に取り扱うべきとされ、差押債権者側の合理性のみを押し進めることについて否定的な立場を採っている。
- (9) 最高裁昭四〇・六・三〇判決民集一九卷四号一一四三頁。
- (10) 差押えの効力として処分禁止規定(徴収法六二条二項、民事執行法一四五条一項)が働くため、滞納者(買主)から契約の解除ができるかどうか問題ではあるが、ここではそれを考慮せず、一個の契約から発生する複数の債権がどのように発生するのか、また、一つの債権の差押えが他の債権に及ぶかどうか検討するものである。
- (11) 買主は、契約を解除した後であっても、引続き売買契約上の売主の保証人に対し責任を追及することができるのであり、買主の債権者も同じ立場からその責任を追及することになるからである。
- (12) 国税徴収法基本通達六二条関係二四。
- (13) 大森忠夫・前掲書二七五頁、西島梅治・前掲書三三六〇頁、石田満・前掲書二八五頁、青谷和夫・前掲書一九八頁、大審院

昭一・五・二三判決民集一五卷一八七七頁、最高裁昭四〇・二・二判決民集一九卷一〇一頁。

(14) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」六〇頁。

(15) 山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性」民商法雜誌八三卷二二〇六頁以下、同八三卷四号五七一頁以下。

(16) 山下友信・前掲論文・民商法雜誌八三卷四号五七七頁。

(17) 最高裁昭三九・一一・二三判決民集一八卷一〇号二二七頁。

(18) 最高裁昭四五・六・二四日判決民集二四卷六号五八七頁。

(19) 最高裁昭四五・一一・六判決判例時報六一〇号四三頁、最高裁昭四五・一二・八判決金融法務事情六〇三号一七頁、最高裁昭四六・一一・一九判決金融法務事情六三七号二九頁、最高裁昭四八・五・二五判決金融法務事情六九〇号三六頁、最高裁昭五一・一一・二五判決民集三〇卷一〇号九三九頁などがある。

(20) 糸川厚生・前掲論文・別冊 NBL、一〇号一七七頁。

(21) 好美清光「銀行預金の差押と相殺(下)」判例タイムズ二五六号二二頁以下に、「残された諸問題」として指摘されているところである。

(22) 最高裁昭五一・一一・二五判決民集三〇卷一〇号九三九頁。

(23) 青谷和夫・前掲書四九六頁は、「将来において解約返戻金を受けるべき権利が差し押さえられた場合において、その後に貸付をした金額及び利息についても、保険会社が契約上貸付の義務があつて、その履行として貸付をした場合であれば、控除を妨げない」とし、「差押後に保険会社が任意に貸付を行うことは、差押えの実質的効力を奪つてしまうという法の精神に反する結果となり、任意に貸付することは許されない」とする。しかし、「約款による義務の履行としての貸付」とはどのような場合をいうのか具体的な説明はなく、本文に掲げた事例のような場合であろうと推測されるのであるが、その相殺できることの根拠として、「ドイツ民法三九二条の解釈についても認められるから」とされるのは疑問である。

(24) ただし、第四章第一節の注(5)参照のこと。

第四章 生命保険の現在価値の把握

滞納者である保険契約者が、生命保険契約を解約しなければ、解約返戻金請求権は具体化せず、たとえ国が、前章で検討したような生命保険契約の存続中に、将来債権である条件付解約返戻金請求を差し押さえたとしても、それを直ちに取り立てることはできず、実質的な満足を得ることはできない。

そこで、解約返戻金請求を具体化させるため、現行法上、国税債権者である国が、滞納者の解約権の行使を待っているだけではなく、他に取るべき手段はないか検討する必要がある。

ここでは、解約返戻金請求権を具体化させるために、滞納者の解約権を国が代位して行使することが可能かどうか検討するとともに、生命保険に対する滞納処分について、現行法では解決しきれない問題を解決すべく、諸外国における場合と比較検討し、生命保険の現在価値に対する滞納処分の必要性を生命保険の有する二面性の観点から考察するものである。

第一節 解約権の代位

債権者代位権（民法四二三条）が、国税の徴収に関して準用されていることは前述のとおりであるが、生命保険契約の解約権が債権者代位権の目的となる権利であれば、一定の要件が備わる場合に、国は滞納者（保険契約者）に代位して解約権を行使し、解約返戻金請求権を具体化させることができる。⁽¹⁾⁽²⁾

一 解約権の意義

保険約款では、保険契約者は、いつでも生命保険契約を将来に向けて解約することができる旨定めている。これは、生命保険契約が通常長期にわたって継続するものであることから、その間、保険契約者の保険料支払能力やその他の事情によって、契約関係に変動を来すことがある可能性を考慮して、必要な要請による契約の自由が認められているのである。

生命保険契約を解約しても、解約返戻金が存在しないときは、解約の効果として生命保険契約が消滅するだけであるから、解約権と解約返戻金請求権とを区別して考えることは一応合理的である。⁽³⁾しかし、多くの場合は、解約返戻金が存在し、むしろ、保険契約者は、解約返戻金の払戻しを受けることを目的として解約権を行使する場合が多いと考えられる。解約権は、保険契約者に認められた契約者変更権の一種として位置づけられ、保険契約者の一方的な行為によって、生命保険契約を消滅させて解約返戻金請求権を具体化させるものである。

解約権の行使によって、生命保険契約は将来に向けてのみ消滅することから、契約締結時に遡って契約を消滅させる解除とは異なり、また、債務不履行に基づき、法律上当然に認められる法定解除権ではなく、当事者の合意に基づくところの約定解約権である。したがって、特約のある場合を除いては、損害賠償請求権の発生は伴わない。

二 解約権の性質

債権者代位権の要件については、前述したところであるが、ここで検討しなければならないのは、代位行使の目的となる解約権が滞納者の一身専属権かどうかの問題である。

解約権は、保険契約者の一方的な意思表示によって、生命保険契約を消滅させ、解約返戻金請求権を具体化させることから、財産的な形成権の一種であり、他人に行使されることによって、その本質的内容が変化するものではない。

い。このため、その一身専属性を否定するのが通説であり、解約権は債権者代位権の目的となる権利であるといふことができる。

三 検討

条件付解約返戻金請求権を具体化させる手段として、解約権の代位行使は可能であるが、今一度、債権者代位権の要件の一つである「滞納者が無資力であること。」との関係から考えてみる必要がある。

通常、滞納者が無資力の状態であるときには、保険約款による保険契約者貸付又は自動保険料貸付を受けている場合が多いのではなからうか。このような場合に、解約権を代位行使して解約返戻金請求権を具体化させたとしても、結果的に国が満足を受けるのは貸付金の元利合計額を控除した後の額であって多くは望めない。また、自動保険料貸付により生命保険契約を継続している場合には、わざわざ解約権の代位行使を行うまでもなく、条件付解約返戻金請求権を差し押さえれば、その差押えの効果として処分禁止規定が働くことから自動保険料貸付を受けることができなくなり、差押後に保険料の払込みがなければ生命保険契約は失効し、解約返戻金の具体化することになる。

このようにみると、滞納者が無資力である場合には、解約権を代位行使して、解約返戻金請求権を具体化させることの意味はあまりないと思われる。⁽⁶⁾ただ、保険契約者の支払う保険料は少額なものであるだけに、滞納者が無資力状態であっても保険料を支払うことは可能であろうし、また、滞納者以外の者（例えば保険金受取人）が保険料を支払って生命保険契約を継続しているような場合も考えられ、このような場合には、解約権を代位行使することの実益はある。

四 現行法上の問題点

生命保険に対する滞納処分について検討を行ってきたのであるが、生命保険契約が存続している場合には、その契約に基づく財産的権利を条件付権利として差し押さえることはできても、その権利が条件の成就により具体化しない限り、国はそれを取り立てることはできず実質的満足は得られないものとなっている。

ところで、保険契約者は、任意に生命保険契約を解約して解約返戻金を取得することができるのであり、この意味において、生命保険は現在価値を有していると言える。しかし、我が国の現行法上、生命保険の現在価値に対しては、解約権の代位行使により解約返戻金請求権を具体化させることができる場合を除いて、生命保険契約が存続している間は何ら徴収すべき手段は取り得ない。このため、滞納者である保険契約者が、一方で国税を滞納し、他方では生命保険を通じて執行不可能な財産の形成を図ることを結果的には認めることになり、生命保険の「責任財産的側面」からみて問題である。

逆に、生命保険の「生活保障的側面」からみれば、国が、滞納者に代位して指定撤回権又は解約権を行使することは、保険契約者等の受けるべき権利を一方的に奪ってしまうこととなり問題である。

このような問題が生じるのは、我が国の現行法上、生命保険の有する二面性について、両者の調整を図るべく規定が存在せず、常にいずれか一方の側面が他の側面より優位に立つためであると考えられる。すなわち、「生活保障的側面」と「責任財産的側面」は、左右両極端の位置にあり、現行法では、そのいずれか一方だけしか保護されないため、著しく合理性・妥当性を欠く結果となっているのである。

(1) 条件付解約返戻金請求権を具体化する手段として、民事執行法一六一一条に規定する「譲渡命令」によることも考えられ

る。しかし、国税の滞納処分では、徴収法六七条一項に規定する「取立命令」に第三債務者（保険会社）が応じない場合に、第三債務者を被告として取立訴訟を提起し、勝訴判決を得てからでなければ民事執行による手続を取り得ないため、まだ具体化していない解約返戻金請求権を支払うべく訴訟を提起しても勝訴判決を受けることは事実上不可能であることから、ここでは、「讓渡命令等」による説明は省略する。

なお、最近の下級審において、取立権を取得した解約返戻金請求権の差押債権者が、その取立てのため、保険契約者（債務者）の解約権を行使して解約返戻金請求権を具体化させることができるとした事例がある（大阪地裁昭五九・五・一八判決・判例タイムズ五三二号一九七頁）。「……債権者が、生命保険解約前の解約返戻金請求権を差し押さえ、これについて取立権を取得したときは、この解約返戻金請求権を具体化せしめて取り立てるため（民事執行法一六一条の規定による讓渡命令を得ることなく）解約権を行使して生命保険契約を解約することができるものと解すべきである。……」

民事執行法一五一条の規定による取立権を取得した差押債権者が、その差し押さえた債権を取り立てる場合に、債務者の権利を行使できるものとされているが、この行使できる権利に解除権及び取消権等の形成権をも含むか否か学説上見解が分かれている。この判例はこれを肯定する立場を採り、この種の初の見解として注目されるものである。

(2) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」一二八頁は、「差押債権者が直ちに具体的満足を受けるためには、解約の効果を発生せしめることが必要であるから、保険金請求権又は解約返戻金請求権の差押えには、当然に買戻権の差押えをも含むと解すべきで、債権者は買戻権について、取立命令によって解約返戻金請求権を具体化させることができる」と解すべき」とされる。

(3) 大澤康孝・前掲論文・ジュリスト七五三九八頁。

(4) 大澤康孝・前掲論文・ジュリスト七五三三〇頁参照。大森忠夫・前掲論文「諸問題」一二三頁、野津務・前掲書六六五頁、田辺康平・「保険法」一一九頁、青谷和夫・前掲書三九一頁。

(5) しかし、私の実務上の経験から、保険会社では、解約返戻金の支払額は、条件付解約返戻金請求権の差押後に行った自動保険料貸付額の元利合計額までをも控除できるとの考えから、その差引控除した額としている。なお、その理由とするところは次のようなものであるが、私は、本論で述べるように賛成し難い。

(一) 解約返戻金の支払義務は、条件成就時に発生し、同時に、支払額も確定するのであるから、それまでの自動保険料貸付

の元利合計額は控除できる。

(二) 自動保険料貸付は、保険約款による金銭消費貸借の予約に基づくものであり、一定の事由が生じた場合には、保険会社は必然的に貸付義務を負い、たとえ条件付解約返戻金請求権の差押後であっても、保険会社は、保険料の立替（貸付）を拒否できない。

(三) 条件付解約返戻金請求権の差押えは、期待的権利の差押えにすぎず、差引控除された範囲において、現実の解約返戻金請求権が発生するのであるから、直接差押えの目的に反しない。

(四) 差押えの実効性が保てない恐れがある場合には、債権者代位権による解約権又は自動保険料貸付の適用排除の行使の途が残されている。

(6) 実際には、滞納者が無資力でない場合の方が多く、解約権の代位行使できる場合は限られている。

第二節 諸外国における生命保険に対する滞納処分

我が国において、生命保険に対する滞納処分につき、現行法上どのような手段が講じられるか検討してきたのであるが、解釈においてもなお解決しきれない問題があり、徴収実務では、現実味が薄く、利用度が少ないものとなっている。

ところで、諸外国において、生命保険に対する滞納処分がどのように行われているか、比較法的に検討してみることも、今後、我が国における生命保険に対する滞納処分のあり方を考える上で価値があると思われる。ここでは、諸外国において行われている生命保険に対する滞納処分を紹介するとともに、今後の我が国における問題点を解決するための考え方の参考とするものである。

一 アメリカ⁽¹⁾

アメリカにおいては、一般に生命保険契約に基づく権利の差押えを法律で禁止しているが、連邦租税債権による差押えだけは例外的に認められている。⁽²⁾ アメリカでは、生命保険に対する滞納処分について古くから裁判上争われ、結果的には立法による解決をみたのであるが、その経緯及び内容について少し詳しく触れることとする。

一九六六年以前のアメリカでは、税務当局は、「解約返戻金請求権の差押通知を保険会社に送達することによって、直ちに保険会社は税務当局に対して解約返戻金を支払う義務が生じ、また、保険会社は、保険契約者の租税リーエン⁽³⁾の存在を知った後、あるいは差押通知の受領後に行われた保険契約者貸付又は自動保険料貸付について、税務当局に対し責任を免れない。」と主張したのに対し、生命保険契約当事者（特に保険会社）及びその利害関係人が真正面から反発して裁判上争われた。当初の下級審は、税務当局の主張を肯定したが、後にこれを否定するものが多くなった。すなわち、「差押えには、保険契約者の解約を代行する効力はない」として、差押えによる解約返戻金請求権の具体化を許さず、民事執行手続⁽⁴⁾を経て裁判所が解約を命じた場合に限り具体化するとし、また、「保険会社が実際に租税リーエンの存在を知るまでの保険契約者貸付については、保険会社は免責され、自動保険料貸付については、租税リーエンの存在を知った後でも、保険会社は貸付を行うべく拘束がされているのであり、貸付を行い得る。」とされるに至ったのである。

このように、判例法上、問題点の解決は一応得られていたものの、最高裁判所の見解が明らかにされるに至らないまま一九六六年立法上の手当てによって解決されることとなった。この条文の概要は、「保険会社は、税務当局の差押通知の送達を受けてから、一定期間（九〇日）後に、滞納者（保険契約者）が保険会社から受け取ることができる貸付額を税務当局に支払わなければならない。」とし、この支払うべき額は、「保険会社が租税リーエンの存在を知る

以前に、滞納者に対して貸付けた額を控除した額（ただし、自動保険料貸付については、租税リーエンの知った後でも、⁽⁵⁾ 税務当局に支払う期日までに貸付けた額を控除した額）と規定するものである。これにより、差押えによって保険会社から支払われる額は、解約返戻金の額ではなく、保険契約者貸付による貸付限度額であるという結果、生命保険契約は差押えに係る解約によって消滅することなく有効に存続することとなり、それまで差押えによる解約に対して向けられていた批難は避けられ、また、それまで多くの差押事案について民事訴訟という裁判所の裁量において行われていたことが簡単に行われることになった。⁽⁶⁾

生命保険に対する滞納処分について、このような立法措置がなされているのはアメリカを除いて他の諸国には例を見ない。アメリカでは、古くから生命保険に対する滞納処分について数多く争われ、その解決のための必要措置として立法化がなされたものであって、税務当局及び生命保険契約当事者等のそれぞれの立場を考慮した合理的な判断に基づいたものとなっている。言い換えれば、生命保険の有する「生活保障的側面」と「責任財産的側面」との調整を図りつつ、生命保険の現在価値に対する滞納処分を可能としているのである。

二 ドイツ・オーストリア⁽⁷⁾

ドイツ及びオーストリアにおいては、生命保険契約より生ずる保険契約者の財産的請求権（保険請求権）は、保険契約者が処分し得る限度で、保険契約者の債権者の執行に服する旨法律により明文化され、⁽⁸⁾ 債権者は、保険請求権の差押後、取立命令を得て保険請求権の換価を行うことができる⁽⁹⁾とされている。この取立命令には、差押債権者が債務者（保険契約者）の名において、保険会社に生命保険の買戻しを請求し又は買戻価額（解約返戻金）を請求する権限が付されている。このように、ドイツ及びオーストリアでは、保険請求権を差押え、取立命令を得ることによって生

命保険の現在価値に対する執行が可能とされている。

しかし、債権者が、取立命令により買戻請求等行使してしまうと、生命保険契約は消滅することから、保険金受取人として指定された者の権利(生命保険金請求権)も消滅して、その者の権利を著しく害することとなり、「生活保障的側面」から見て問題があるため、立法により、一定の要件に該当する場合に、保険金受取人に介入権を認め、⁽⁹⁾「生活保障的側面」からの保護を図っている。介入権とは、保険契約者の保険請求権に対して強制執行が行われた場合に、介入権者が、その差押えを知ってから一カ月以内に保険契約者の同意の下に、保険会社に対して介入権を行使する旨を通告し、差押時の解約返戻金相当額(債権額が解約返戻金の額を下回るときは債権額)を取立債権者に支払ったときは、保険請求権の差押えは解除され、生命保険契約上のすべての権利が法律上当然に介入権者に移転するものである。

差押債権者は、自ら取立命令を得て買戻請求権を行使し、保険会社から解約返戻金を取り立てる場合と、介入権の行使によって介入権者から解約返戻金相当額の支払を受ける場合とは、その受ける利益は実質的には同じであり何ら不満はない。他方、介入権者は、介入権を行使することによって、生命保険契約を存続させ、自らの地位を保持することができるばかりでなく、保険契約者としての地位をも獲得することができ、その後の生命保険契約の存続又は処分等は、介入権者の自由な判断に委ねられることとなる。

このように、ドイツ及びオーストリアでは、生命保険の現在価値に対する滞納処分を認めつつ、介入権制度を導入することによって、「生活保障的側面」の保護が図られている。ただし、解約返戻金が高額な場合に、介入権者が、取立債権者に支払うべき資金の調達ができず、介入権を行使したくともそれを行使できないということも考えられ、

このような場合には、介入権制度はその意をなさないものとなる。⁽¹⁰⁾

三 スイス⁽¹¹⁾

スイスにおいては、保険契約者の配偶者又は子孫が保険金受取人である場合には、保険金受取人の保険請求権も保険契約者の保険請求権もいづれも保険契約者の強制執行に服さない（保険請求権上に担保権が設定されている場合を除く。）ものとされ、保険契約者の配偶者又は子孫以外の者が保険金受取人である場合に限って、ドイツ及びオーストリアとほぼ同様な保険契約者の債権者による保険請求権の強制執行が認められている。

この結果、債務者が保険金受取人に配偶者又は子孫以外の者を指定した場合の生命保険契約については、保険契約者等の債権者からの強制執行に対し何ら「生活保障的側面」からの保護は与えられないこととなるが、ただ、債務者が自己の生命につきこのような生命保険契約を締結している場合に、その保険請求権が取立法の⁽¹²⁾換価処分⁽¹²⁾に服するときは、債務者の配偶者又は子孫は、債務者の同意を得て、買戻価額（解約返戻金相当額）を差押債権者に弁償して、保険請求権が自己に移転されるべきことを請求することができるとしている。

このようにスイスでは、生命保険に対する強制執行について、債務者の配偶者又は子孫の保護をより積極的に考慮すべきとする政策的見地から、それらの者が保険金受取人である場合には全面的に否定している。しかし、配偶者又は子孫以外の者を保険金受取人とする生命保険が強制執行に服するのに対し、不必要にそれらの者を保護することは、不当に債権者を害することになるとの批判があり、また、債務者の自己の生命の保険契約について取立命令があった場合に、債務者の配偶者又は子孫が、自己に保険請求権を移転することができるとしているが、ドイツ及びオーストリアにおいて認められる介入権のように、生命保険契約上の権利義務がすべて法律上当然に移転するものではない

く、保険請求権（この場合は生命保険金請求権）のみであることから、他の権利義務はなお債務者（保険契約者）が有していることとなり、必ずしも妥当な制度ではないと考えられている。⁽¹³⁾

四 フランス

フランスにおいては、保険契約者の保険金受取人の指定撤回権を法律により一身専属的権利である旨規定し（一九三〇フランス保険法六四条二項⁽¹⁴⁾）、また、解約権等生命保険契約上の権利を保険契約者の一身専属的権利と解するのが通説、判例である。⁽¹⁵⁾このため、指定撤回権及び解約権等は、債権者代位権の目的となる権利から除外され、生命保険契約の継続中において、保険契約者の債権者からは何ら干渉されないこととなる。このようにフランスでは、生命保険の有する現在価値は、強制執行の対象とはなり得ず、「生活保障的側面」のみが立法又は解釈によって保護されている。

五 イタリア

イタリアにおいては、立法により、生命保険契約に基づき、保険会社が保険契約者又は保険金受取人に支払うべき金額は、強制執行の目的とならないものとされ、生命保険に対する強制執行そのものを否定している。⁽¹⁶⁾

諸外国における生命保険に対する滞納処分（強制執行等）は、生命保険の有する「生活保障的側面」と「責任財産的側面」という二面性において、それぞれどのように保護すべきか、各国の政策的価値判断に差があるように、その立法措置についてもそれぞれ異なりを見せている。フランス及びイタリアのように、「生活保障的側面」の立場を強く保護すべきであるとして、生命保険に対する滞納処分をなし得ないとする国もあれば、ドイツ、オーストリア及びスイスのように、「責任財産的側面」の立場から、生命保険に対する滞納処分は可能であるが、「生活保障的側面」

の立場からも、保険金受取人等の権利を一定の要件の下に保護しようとする国もある。また、アメリカのように、保険会社（第三債務者）からの取立額を一定限度額として、両側面の同時的調整がなされているものもある。

このように、諸外国においては、それぞれ立場は異なるが、生命保険に対する滞納処分について、立法的な措置により解決がなされている。これに対して、我が国においては、そのような明文規定は全く存在しないため、生命保険に対する滞納処分の執行につき、五里霧中の感があるばかりでなく、前述のような問題が生じている。特に、現在の経済社会における生命保険が、貯蓄・投資的及び担保・信用保証的な手段としてより多く利用されてきており、その果たす役割が経済社会に大きな影響を及ぼしていることを考えれば、我が国においても、生命保険に対する滞納処分（特に、生命保険の現在価値に対する滞納処分）について、政策的判断が必要であると考えるのである。

(1) ここでは、谷口安平「アメリカにおける生命保険と滞納処分」法学論叢九〇巻四・五・六号二八五頁以下の論文を参考とした。

(2) アメリカ内国歳入法は、滞納処分による差押えの対象とならない財産の範囲を独自に定めているが、生命保険契約に基づく権利はその規定の中には含まれていない。なお、ニューヨーク州（州税債権）だけが連邦租税債権と同様の立場にある。

(3) Tax Lien リーエンとは広い意味における担保権を指し、契約によりあるいは法定の原因（例えば、判決、差押え等）によって当然生じるもので、租税リーエンは後者の一種であり先取特権に類似する（谷口安平・前掲論文二八九頁）。なお、アメリカにおける租税債権の優先権及び租税リーエンにつき、須貝脩一「米国連邦の租税優先権」税法学八六号一頁参照のこと。

(4) 租税リーエン実行訴訟 (Action To Foreclose Tax Lien)。

(5) アメリカ内国歳入法六三三二条 (b) 項及び同法六三三三条 (b) 項 (九)。

- (6) なお、民事訴訟手続により解約返戻金請求権を具体化させ（裁判所の命令による生命保険契約の解約）、解約返戻金の全額を徴収することはそのまま維持されている（アメリカ国内歳入法六三三二条（b）項（三））。
- (7) ここでは、大森忠夫「保険契約者の破産と受取人の介入権」「諸問題」一三三頁以下の論文を参考とした。
- (8) 例えば、オーストリア保険契約法一四七条、一四八条、一四九条。
- (9) 介入権が認められるのは、第一次的には指定された保険金受取人であるが、第二次的には、保険契約者の配偶者及び子にも認められている。
- (10) このほか、保険契約者と生計を一にする被扶養者が、保険金受取人に指定されている場合にも、その生活資力からみて、解約返戻金相当額を負担することが困難で、介入権を行使することができない場合も考えられる。
- (11) ここでは、大森忠夫・前掲論文「諸問題」一四二頁以下を参考とした。
- (12) 債務取立て及び破産に関する連邦法が別に制定されている。
- (13) 大森忠夫・前掲論文「諸問題」一四三頁。
- (14) 大森忠夫「仏蘭西保険契約法（外国法典叢書）」一三三頁参照。
- (15) 大森忠夫・前掲叢書一五八頁参照。
- (16) イタリア民法一九二三条。大森忠夫・前掲書三〇四頁（注）一参照。

第五章 結 章

第一節 滞納処分と生命保険

一 滞納処分の現状

現在、徴収実務において、納付に対して誠意を示さない悪質・常習滞納者については、その者の財産を調査し、財

産を発見したときはそれを差し押さえ、その後も納付がないときには差し押さえた財産を換価（又は取立て）して、その代金をもって最終的に国税債権の満足を図っている。しかし、悪質・常習滞納者の多くは、財産を有していないかあるいは財産を隠匿している場合が多く、それを発見すること自体困難な状況にある。仮に財産を発見したとしても、その財産をもって国税債権を十分に満足させるには至らない場合も少なくない。例えば、財産が不動産であれば、借入金等の担保として既に抵当権等の設定がなされており、多くの配当金が期待できないばかりでなく、その換価に当たっては、日数も費用も要する。また、動産であれば、その換価価値は低く、差押後の保管・管理にも困難な場合がある。更に、銀行預金のような債権であれば、借入金又は手形債務等の担保として差し入れている場合が多く、それを差し押さえたとしても銀行の有する反対債権と相殺され、差押え自体意味がないこととなる。

ところで、生命保険は、少額の保険料を継続して支払い（積み立て）、将来において一時的に大きな利益が得られるという契約であることから、通常の者（会社）であれば必ずといってよいほど締結している。悪質・常習滞納者もこの例外ではない。ここに、生命保険に対して滞納処分を執行することの意義があると考ええる。そして、そのメリットとして、第一に、財産調査の容易性である。滞納者が個人であれば、申告書の調査という簡便な内部調査で足り、法人であれば、決算書及び帳簿書類の調査をすれば足りる。第二に、生命保険より受ける利益の金銭的価値が高いことである。第三に、生命保険より受ける利益の財産的価値は、差押後、増加することはあるが減少することはないということである。生命保険契約に基づく条件付権利を差し押さえることにより、処分禁止規定が働くことから、差押後には、保険約款による貸付制度の利用ができなくなるばかりでなく、被差押債権を譲渡、質入れ等の処分をしても差押債権者に対抗できない。第四に、生命保険契約に基づく条件付権利の差押えの保全性である。保険事故の発生や

解約等によって、生命保険金請求権又は解約返戻金請求権等が具体化した場合に、あらかじめそれらの権利を条件付権利として差し押さえておけば、その事実を知らなくても確実に取り立てることができる。

しかし、生命保険に対する滞納処分について明文規定がない我が国では、生命保険契約に基づく条件付権利を差し押さえたとしても、それが具体化しなければ、実質的満足は得られないことから、前述のように生命保険の有する二面性のいずれの側面から見ても問題のあるところとなっている。そこで、生命保険の現在価値からの徴収手段について、新たに検討する必要がある。

二 滞納処分における生命保険の現在価値の実現化とその方法

生命保険に対する滞納処分について、現行法上講じられる徴収手段の検討を試みたが、なお問題は残る。特に、我が国においては、諸外国に見られるような生命保険の現在価値からの徴収手段について明文規定がなく、また、解釈においてもなおその域を超えることができず、不合理な結果を招いている。

そこで、生命保険の現在価値からの徴収手段について、我が国の実情に即した政策的な判断による実現がなされるべく提言するものであるが、そのためには、生命保険の有する二面性の調和との関係から、基本的には次のような点に配慮することが肝要であると考える。

生命保険に対する滞納処分に当たっては、なお「生活保障的側面」に配慮する要請から、生命保険契約の継続又は消滅は、できる限り保険契約者等の意思を尊重すべきであり、このためには、差押えから取立てまでについて、一定の期間を設けることにより、保険契約者等の選択権の行使を認める必要がある。

(一) 滞納者が保険契約者であること。

生命保険の現在価値とは、生命保険契約を解約すれば得られるであろう解約返戻金（買戻価額）であることから、その請求権者である保険契約者が滞納者でなければ滞納処分を執行することはできない。また、解約返戻金請求権者を別途指定している場合においても、保険契約者が滞納者であれば滞納処分を執行することは可能としなければならぬ。⁽²⁾

(二) 差押えの効果として生命保険の現在価値の取立てができること。

保険契約者を滞納者として、生命保険契約上の権利を差し押さえると、その効果として、生命保険の現在価値を取り立てることができる旨を新たに規定するのであるが、その後の生命保険契約の継続又は消滅の選択権の行使との関係から、①取立額の基礎をどこに求めるか（例えば、保険契約者貸付限度額とするか又は買戻価額とするかなど）、②差押えから取立てまでの期間をどの程度置くべきか、③差押通知を保険金受取人に対しても行うべきか、などについても検討する必要がある。

(三) 生命保険契約の継続又は消滅の選択権者をだれにすべきか。

選択権者をだれにするかという問題は、取立額の基礎をどこに求めるかによって異なり、それによって取立てに充当すべき者も異ってくる。

まず、①保険金受取人とすれば、取立額の基礎は買戻価額であり、それを支払う者は保険金受取人又は保険会社となる。次に、②保険契約者とすれば、取立額の基礎は保険契約者貸付限度額であり、その支払に充当すべきは保険会社となる。選択権者を保険金受取人又は保険契約者以外の者にする場合は、生命保険契約上に何らの利益も有しない第三者を不当に介入させることになり、選択権者は、保険金受取人又は保険契約者のいずれかに絞るべきであると考え

る。

ところで、選択権者を保険金受取人と保険契約者のいずれにするべきであろうか。私は、保険契約者にすべきであると考え。その理由とするところは、①そもそも生命保険契約を締結した意思は保険契約者が有していたのであり、その継続又は消滅をも保険契約者の意思に委ねるべきであること、②保険金受取人を選択権者とした場合において、買戻価額を保険金受取人が支払うことができない場合があることを考えれば、保険会社の方が支払能力があること。③取立て期限を経過した場合に、選択権者を保険金受取人とすると生命保険契約は消滅してしまうことがあるが、保険契約者であれば、それを経過しても直ちに契約は消滅せず、その後、保険料払込猶予期間内に保険料を払い込むかどうかにより継続させるか又は失効によって消滅させるか選択することができるため、⁽³⁾実質的にその選択期間が延長されること、などによるものである。したがって、前述のように、アメリカにおいて行われている方策に近い考え方が妥当であり、上記の点に配慮して、我が国の実情に即した政策的判断がなされるべきであると考え。

- (1) 生命保険契約の内容について詳細に知りたいときは、保険会社に照会文書を送付して回答を受けることができる。なお、現在保険会社では、生命保険契約関係をすべてコンピュータ管理しており、その照会に当たっては、保険証券番号等が不明であっても、保険契約者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日等、法人の場合は、法人名、住所等が分かればよい。
- (2) この場合は、保険契約者としての地位を譲渡したものではないから、差押前に解約返戻金請求権者として指定された者は、その後の取立額から優先して配当を受ければ足りる。
- (3) 保険契約者が無資力である場合においても、少額の保険料であれば支払うことは可能な場合もあり、生命保険契約を継続させることができるであろうとする当然の帰結からくるものである。

第二節 結 語

現代における生命保険の果たす役割をみると、生命保険に対してより積極的に滞納処分を執行すべきではないか、との考えからこのテーマを選定したのであるが、私にとって、「生命保険法」の分野に触れたのはこれが初めての経験であり、生命保険法自体理解することは到底困難でかつ誤解も多かったと思われる。また、生命保険法だけでなく、保険約款及び民法等一般私法との絡みもあり、更に私自身の生来の不勉強さも手伝って、一層の困難を極めた感がある。

ところで、本論において述べたように、生命保険に対して滞納処分を執行する場合には、種々の問題点が存在するところとなっている。これは、単に我が国に明文規定がないというだけでなく、判例上、これらの問題点に関して現われた事例が全くないこと、更に、学説の見解が多岐に分かれ、統一の見解を見出せないままとなっていることなどが原因であり、問題解決の困難性により一層の拍車をかけている。

この点につき、大森忠夫教授は、生命保険の有する二面性から見て、「生命保険法の宿命的課題」とされ、また、山下孝之弁護士は、「生命保険金請求権の処分と差押えは、現在のところあまり利用されていない。しかし、今後その利用が増加する可能性も十分あり、特に保険実務家にとっては、非常に厄介な問題であるが十分に検討しなければならぬ問題であろう。」と指摘され、現代における生命保険制度と強制執行（滞納処分）制度との関係について問題を投じておられる。

このような状況の下において、私は、生命保険の果たしている現代的役割から見て、生命保険の現在価値からも債

権確保の手段が講じられるべきであるとの考えから検討してみたのであるが、既に述べたように、現行法上ではそれが困難であり、図らずも立法措置の提言という結論に至ったものである。

私の結論が果たして妥当であるかどうかは疑問であるが、諸外国においては、生命保険の現在価値からの債権確保の手段が、立法措置により講じられているものもあり、我が国においてもそのような制度を講ずべき必要があることは否定できないものと考えてる。

ところで、私が、我が国の現行法上の不備を指摘し、その是正のための立法措置を提言したからといって、直ちにそれが実現するとは到底考えられない。社会的に立法措置の必要性が認められ、その考え方が定着するに至って初めて政策的判断がなされるのであって、そうなるまではなお長期的な展望に立たなければならぬであろうことは言うまでもない。

しかし、その過程において、現行法上の不合理な点を導き出し、立法の必要性を訴えていかなければならないのは、私達徴収実務家としての責任であり使命であると考えてる。この意味において、生命保険に対する滞納処分に関して、対象財産としてのより積極的な取組みと現行法における執行法上の問題点を、この論文を通じて明らかにした次第である。